

官報

号外 昭和四十年十一月十九日

第五十回 参議院會議録第八号

昭和四十年十一月十九日(金曜日)

午前十時五十六分開議

○議事日程 第八号

昭和四十年十一月十九日

午前十時開議

第一 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

一、この際法務大臣石井光次郎君問責決議案(稲葉誠一君外一名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とするこの動議(大矢正君外一名提出)

一、日程第一 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産

昭和四十年十一月十九日 参議院會議録第八号

議長の報告

及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(趣旨説明)

一、請暇の件
○議長(重宗雄三君)……(発言する者多く、議場騒然、聴取不能)
去る十月十八日本院は、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員本院議員笹森順造君、同森八三二君及び同大矢正君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記
参議院議員 笹森 順造君
同 森 八三二君
同 大矢 正君
同日本院は、渥田単作地域農業改良促進対策審議会委員本院議員任田新治君、同野知浩之君及び同野溝勝君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記
参議院議員 任田 新治君
同 野知 浩之君
同 野溝 勝君
同日本院は、飼料需給安定審議会委員本院議員梶

原茂嘉君、同森部隆輔君及び同北村暢君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記
参議院議員 梶原 茂嘉君
同 森部 隆輔君
同 北村 暢君
同日本院は、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員本院議員大谷藤之助君、同宮崎正雄君及び同中村英男君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記
参議院議員 大谷藤之助君
同 宮崎 正雄君
同 中村 英男君
同日本院は、畑地農業改良促進対策審議会委員本院議員青田源太郎君、同重政庸徳君及び同瀬谷英行君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記
参議院議員 青田源太郎君
同 重政 庸徳君
同 瀬谷 英行君
去る十月十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
決算委員
議院運営委員
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員
同 物価等対策特別委員
同日災害対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 箱浦 鹿藏君
理事 森部 隆輔君
理事 中村 英男君
理事 白木義一郎君
同日内閣から、左記の者を商品取引所審議会会長または同委員にそれぞれ任命したいので、商品取引所法第百三十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。

記
同日任期満了による再任、会長
(九月二日任期満了による再任、委員)
(同) 石黒 武重
(同) 上林 正矩
(同) 近藤 止文
(同) 深見 義一
(同日任期満了の日比谷平左衛門の後任、同)

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。
記
(九月五日任期満了の松方三郎の後任)
去る十月二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員

楠 正俊君
玉置 和郎君
長谷川 仁君

去る十月二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員

横谷 英行君
横川 正市君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員

横川 正市君
瀬谷 英行君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

中村 波男君
松永 忠二君
鈴木 力君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

鈴木 力君
永阿 光治君
松永 忠二君

去る十月二十三日内閣から左の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際観光文化観光都市建設事業進捗状況報告書

去る十月二十五日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省国際金融局長鈴木秀雄君及び建設省河川局長古賀四郎君の第五十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

去る十月二十六日文教委において当選した理事は左の通りである。

理事 小林 武君 (松永忠二君の補欠)

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省国際金融局長事務代理 村井 七郎君
文部省社会教育局長 宮地 茂君
建設省河川局長事務取扱 畑谷 正実君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省国際金融局長事務代理村井七郎君外二名(前掲議長承認)を第五十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十月二十七日議員岡田宗司君外二名から委員会審査省略要求書付して左の議案が提出された。

沖繩における政府行政主席の直接公選実現を求める決議案

去る十月二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

商工委員 矢追 秀彦君
運輸委員 浅井 亨君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員 浅井 亨君
運輸委員 矢追 秀彦君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 森部 隆輔君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

青田源太郎君

同日文教委において当選した理事は左の通りである。

理事 松永 忠二君 (小林武君の補欠)

去る十月二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 小酒井義男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 中村 波男君

災害対策特別委員 青田源太郎君

同日議長において、左の特別委員の補欠を許可した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害対策特別委員 長谷川 仁君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省国際金融局長 鈴木 秀雄君
去る九日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する特別委員

近藤 鶴代君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

楠 正俊君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省国際金融局長鈴木秀雄君(去る八日議長承認)を第五十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

熊谷太三郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員

去る十二日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定に

よる昭和三十九年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況の報告を受領した。

昨日十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員
決算委員
議院運営委員

井川 伊平君
久保 勘一君
玉置 和郎君
丸茂 重貞君
山内 一郎君
土屋 義彦君
田村 賢作君
北島 教真君
徳水 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

懲罰委員

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十六日付をもつて大蔵省主税局長泉美之松君は国税庁長官に任命され、また同日付をもつて国税庁長官吉岡英一君は退職したので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主税局長 堀崎 潤君
国税庁長官 泉 美之松君

懲罰委員
同日内閣総理大臣から議長宛、去る十六日付をもつて大蔵省主税局長泉美之松君は国税庁長官に任命され、また同日付をもつて国税庁長官吉岡英一君は退職したので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主税局長 堀崎 潤君
国税庁長官 泉 美之松君

懲罰委員

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主税局長 堀崎 潤君
国税庁長官 泉 美之松君

懲罰委員

稲葉誠一君外一名から、委員会審査省略要求書

を付して、
法務大臣石井光次郎君問責決議案が提出された。

また、大矢正君外一名から、賛成者を得て、この際、法務大臣石井光次郎君問責決議案(委員会審査省略要求事件)を議題とすることの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
「ノノミヤ一三君なんというのはいないぞ、もう一べんやり直せ」「訂正しろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(重宗雄三君) 野々山一三君、御投票願います。(発言する者多し) すみやかに御投票願います。(訂正をしろ)と

呼ぶ者あり。 すみやかに御投票願います。(訂正をしろ)と呼ぶ者あり。 すみやかに御投票願います。(訂正をしろ)と呼ぶ者あり。 すみやかに御投票願います。

野々山一三君、御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。

すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。

すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。

すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。

すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。

すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。 すみやかに御投票願います。

票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕
○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百三十八票
白色票 十九票
青色票 百十九票

よつて、本動議は否決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名
鬼木 勝利君
黒柳 明君
中尾 辰義君
北條 鶴八君
宮崎 正義君
渋谷 邦彦君
白木義一郎君
遠田 龍彦君
戸田 菊雄君
柳岡 秋夫君

十九名
原田 立君
矢追 秀彦君
二宮 文造君
多田 省吾君
小平 芳平君
辻 武寿君
鈴木 市蔵君
前川 且君
竹田 現照君

反対者(青色票)氏名
森田 タマ君
和田 鶴一君
二木 謙吾君
前田佳都男君
林田 正治君
白井 勇君
木暮武太夫君
大野木秀次郎君
宮崎 正雄君
山内 一郎君
園田 清充君
藤田 正明君
八田 一朗君
木村 陸男君
内村 俊朗君
丸茂 重貞君
山崎 齊君
温水 三郎君

百十九名
植木 光教君
沢田 一精君
野知 浩之君
伊藤 五郎君
吉江 勝保君
梶原 茂嘉君
寺尾 豊君
草葉 隆園君
柳田桃太郎君
山本茂一郎君
船田 譲君
平泉 涉君
土屋 義彦君
高橋文五郎君
大森 久司君
熊谷太三郎君
川野 三三郎君
日高 広為君

議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票箱閉鎖。

議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票箱閉鎖。

議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票箱閉鎖。

議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票箱閉鎖。

議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票箱閉鎖。

議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票箱閉鎖。

議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票箱閉鎖。

- | | |
|--------|--------|
| 龜井 光君 | 石井 桂君 |
| 豊田 雅孝君 | 稲浦 鹿蔵君 |
| 大竹平八郎君 | 柴田 榮君 |
| 鹿島 俊雄君 | 鍋島 直昭君 |
| 横山 フク君 | 大谷 賢雄君 |
| 青柳 秀夫君 | 平島 敏夫君 |
| 劔木 亨弘君 | 古池 信三君 |
| 田中 茂穂君 | 近藤 鶴代君 |
| 石原幹市郎君 | 重政 庸徳君 |
| 笹森 順造君 | 平井 太郎君 |
| 林屋亀次郎君 | 河野 謙三君 |
| 中野 文門君 | 竹中 恒夫君 |
| 堀本 宜実君 | 山本 利壽君 |
| 玉置 和郎君 | 内藤登三郎君 |
| 任田 新治君 | 西村 尚治君 |
| 中村喜四郎君 | 長谷川 仁君 |
| 岡本 悟君 | 奥村 悦造君 |
| 楠 正俊君 | 黒木 利克君 |
| 栗原 祐幸君 | 久保 勘一君 |
| 岸田 幸雄君 | 谷村 貞治君 |
| 村上 春蔵君 | 木島 義夫君 |
| 山本 杉君 | 徳永 正利君 |
| 大谷藤之助君 | 天坊 裕彦君 |
| 西田 信一君 | 仲原 善一君 |
| 松野 孝一君 | 森部 隆輔君 |
| 津島 文治君 | 斎藤 昇君 |
| 堀見 俊二君 | 植竹 春彦君 |
| 新谷寅三郎君 | 松平 勇雄君 |
| 八木 一郎君 | 山下 春江君 |
| 青木 一男君 | 郡 祐一君 |
| 安井 謙君 | 小沢久太郎君 |
| 小林 武治君 | 小山邦太郎君 |
| 高橋 衛君 | 吉武 恵市君 |
| 廣瀬 久忠君 | 近藤英一郎君 |
| 田村 賢作君 | 谷口 慶吉君 |
| 北島 教真君 | 金丸 富夫君 |
| 青田源太郎君 | 赤岡 文三君 |
| 井川 伊平君 | 江藤 賀君 |

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求め、日本国と大韓民国との間の協定第一條の漁業に關する水域の協定に關する法律案、財産及び請求權に關する協定第二條の實施に伴う同協定第一條の漁業に關する水域の協定に關する法律案、及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の實施に伴う出入国管理特別法案(趣旨説明) 六八

- | | |
|--------|--------|
| 森 八三二君 | 西郷吉之助君 |
| 木内 四郎君 | 紅露 みつ君 |
| 増原 恵吉君 | 中山 福蔵君 |
| 小柳牧衛君 | |

○議長(重宗雄三君) 日程第一、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求め、日本国と大韓民国との間の協定第一條の漁業に關する水域の協定に關する法律案、

財産及び請求權に關する協定第二條の實施に伴う同協定第一條の漁業に關する水域の協定に關する法律案、

及び
日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の實施に伴う出入国管理特別法案(趣旨説明)、

四件について、国会法第五十六條の二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めます。権名外務大臣。
〔國務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(権名悦三郎君) 去る六月二十二日に東京において署名いたしました「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求め、日本国と大韓民国との間の協定第一條の漁業に關する水域の協定に關する法律案」に關し、趣旨の御説明をいたします。

わが国と近隣關係にある韓国との諸問題を解決して、兩國及び兩國民間に安定した友好關係を樹立することは、平和条約によつてわが国が國際社会に復帰して以来のわが国の重要な外交上の課題でありまして、政府は、韓国との国交を正常化するにあたり、諸懸案を一括して解決することの

基本方針に従つて、十四年の長きにわたり困難な交渉を重ねてまいりました。その結果、先般ようやく、基本關係、漁業、請求權及び經濟協力、在日韓国人の法的地位及び待遇、文化財及び文化協力、並びに紛争解決のおのおのについての条約と、それに関連する諸文書について、韓国政府との間で完全な合意に達し、去る六月二十二日に東京において署名の運びとなつた次第であります。いま、これらの諸条約について、そのおもな点を御説明申し上げます。

第一に、基本關係に關する条約は、善隣關係及び主權平等の原則に基づいて、兩國間に正常な國交關係を樹立することを目的とするものであります。したがつて、この条約は、兩國間に外交關係及び領事關係が開設されることを定め、併合条約及びそれ以前のすべての条約はもはや無効であること、及び、韓国政府が國際連合第三總會の決議第九十五号に明らかに示されているとおり朝鮮にある唯一の合法的な政府であることを確認し、兩國間の關係において國際連合憲章の原則を指針とすること等、兩國間の国交を正常化することにあつての基本的な事項について規定してあります。

第二に、漁業に關する協定は、漁業資源の最大の持続的生産性の維持及び保存並びに合理的發展をはかり、兩國間の漁業紛争の原因を除去して相互に協力することを目的とするものであります。この協定は、公海自由の原則を確認するとともに、それぞれの國が漁業水域を設定する權利を有することを認め、その外側における取り締まり及び裁判管轄權は漁船の属する國のみが行なうことと、共同規制水域を設定して暫定的共同規制措置をとることを定める等、兩國間の漁業關係について規定してあります。

第三に、財産及び請求權の解決並びに經濟協力に關する協定は、兩國間の財産、請求權問題を解決し、並びに兩國間の經濟協力を増進することを目的とするものであります。この協定は、兩國及びその國民の財産、權利及び利益並びにその國民の請求權に關する問題を完全かつ最終的に解決することを定めるとともに、韓国に対する三億ドル相当の生産物及び役務の無償供与並びに二億ドルまでの海外經濟協力基金による円借款の供与による經濟協力について規定してあります。

第四に、日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する協定は、わが国の社会と特別な關係を持つ大韓民国國民に對して、日本国の社会秩序のもとで安定した生活を営むことができようようにすることによつて、兩國間及び兩國民間の友好關係の増進に寄与することを目的とするものであります。この協定は、これらの韓国人及びその一定の直系卑屬に對し、申請に基づき永住許可を付与すること、並びにそれらに對する退去強制事由及び教育、生活保護、國民健康保險等の待遇について規定してあります。

第五に、文化財及び文化協力に關する協定は、文化面における兩國の學術及び文化の發展並びに研究に寄与することを目的とするものであります。また、一定の文化財を韓国政府に引き渡すこと等を規定してあります。

第六に、紛争の解決に關する交換公文は、兩國間のすべての紛争を、別段の合意がある場合を除くほか、外交上の経路を通じて解決すること、及びそれができなかつた場合には、調停によつて解決をはかるものとするを定めてあります。以上を通観いたしますに、すでに累次の国会の本會議及び委員会における質疑等を通じて説明申し上げてまいりましたとおり、これらの諸条約によつて、長年にわたつた兩國間の国交正常化の妨げとなつておりましたこれらの諸問題が一括解決されることとなり、こうして、兩國間に久しく待たされてきた隣國同士の善隣關係が主權平等の原則に基づいて樹立されることとなるわけであり、これらの諸条約の基礎の上に立つて兩國間の友好關係が増進されますことは、單に兩國及び兩國國民の利益となるのみならず、さらに、アジアに

おける平和と繁栄とに寄与するところ少なからざるものと信ずる次第であります。

次に、大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案について、趣旨の御説明をいたします。さきに御説明いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定は、その第二条において、日韓両国間の財産及び請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることになったことを確認し、日本国にある韓国及び韓国民の財産権に対しとられる措置に関しては、韓国はいかなる主張もできないものとする旨を規定しております。この規定上、これらの財産権について具体的にいかなる国内的措置をとるかは、わが国の決定するところにゆだねられており、したがって、この協定が発効することに伴ってこれらの財産権に対してとるべき措置を定めることが必要となりますので、この法律案を作成した次第であります。

この法律案は、三項及び附則からなっており、その内容は、協定第二条に該当する財産、権利及び利益について規定するものであります。まず、第一項においては、韓国及び韓国民の日本国及び日本国民に対する債権及び日本国または日本国民の有する物または債権を目的とする担保権を消滅せしめることについて規定しております。第二項においては、日本国または日本国民が保管する韓国及び韓国民の物についてその帰属を定め、第三項においては、証券に体化された権利であつて第一項及び第二項の適用を受けないものについて、韓国及び韓国民はその権利に基づく主張をすることができない旨を規定しております。なお、附則におきまして、この法律案の施行の日を協定発効の日としております。

以上が、日本国と大韓民国との間の請求関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、並びに大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

昭和四十年十一月十九日 参議院会議録第八号

○議長(重宗雄三君) 坂田農林大臣。

○國務大臣(坂田英一君) 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、提案理由について申し上げます。日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条におきまして、日韓両国は自国の沿岸から十海里以内の水域を、自国が漁業に關し排他的管轄権を行使する水域、すなわち漁業に關する水域として設定する権利を相互に認めております。このことに伴い、わが国においても沿岸漁業の保護をはかるため、必要に応じ、かかる漁業に關する水域を設定し、当該水域においてわが国が行使する排他的管轄権に關し、大韓民国及びその國民に對する法令の適用を明らかにする必要があるものであります。これが、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一は、協定第一条の漁業に關する水域を政令で定めることとする規定であります。なお、この漁業に關する水域は、その設定の目的及び趣旨等からして、最小必要限度にとどめるべきものであります。大韓民国漁船の裝備の向上等に伴って、今後わが国沿岸における大韓民国漁業とわが国沿岸漁業との交錯を生ずることが多くなることも考えられ、これら情勢の変化に應じて漁業に關する水域を設定するため政令で定めることとした次第であります。

第二は、漁業に關する水域において大韓民国及びその國民が行なう漁業に關しては、わが国の法令を適用することとする規定であります。これにより、具体的に適用される主要な法律は漁業法であります。同法及びその委任命令により大韓民国及びその國民の行なう漁業が規制されるほか、これらの規定に違反した大韓民国國民については、罰則が課せられることとなるのであります。

以上が日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に關する水域の設定に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

は、罰則が課せられることとなるのであります。以上が日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に關する水域の設定に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 石井法務大臣。

○國務大臣(石井光次郎君) 日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の實施に伴う出入国管理特別法案について、その趣旨を説明いたします。

日韓両国の友好關係を増進するためには、永年にわたりわが国に居住しておられます大韓民国國民にわが国が社会秩序のもとで安定した生活を営むことができるようにする必要があるものであります。このような観点から、日韓協定の一つとして「日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定」が締結されたのであります。

この法律案は、右の協定を誠実に履行するため必要となる永住許可、退去強制等について、出入国管理令の特別規定を設けようとするものであります。本文九カ条及び附則からなっておりますので、以下この法律案の内容の概要を申し上げます。

第一点は、大韓民国國民であつて終戦前から引き続き日本に居住している者及び、その直系卑属として一定期間内に日本で出生し、引き続き日本に居住している者のほか、永住を許可されているこれらの者の子として日本で生まれた者は、その申請によりまして、法務大臣の許可を受けて本邦で永住することができるようとしたことであり、法務大臣は、一般外国人の在留管理に当たっておりますので、これを主管大臣としたのであります。

第二点は、永住許可の申請、その審査及び許可について手続規定を設けたことであります。すな

わち、申請者の便宜をはかりまして、申請手続の窓口事務は居住地の市町村の事務所において行なうべきものとしたのであります。また、法務大臣が審査を行なうに關して必要な事実調査は入国審査官または入国警備官をして行なわせるものとしたことでもあります。

第三点は、永住許可を受けている者に対する国外退去強制事由について、一般外国人に對するよりも著しく制限を加えたことであり、すなわち、永住許可を受けている者に対しては、内乱、外患、外交に關する罪や麻薬関係犯罪等の特定の罪によつて課せられた場合のほか、七年をこえる重い刑に処せられた場合等に限り、退去強制の手続をとり得るものとされております。

第四点は、虚偽の申請をいたしました永住許可を受けた者や、威力を用いて永住許可の申請を妨げた者に対する罰則を設けたことでもあります。適正迅速かつ自由な申請手続を保障しようとする趣旨にはかならないのであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手) ○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。草葉隆圓君。

〔草葉隆圓君登壇、拍手〕

○草葉隆圓君 私は、自由民主党を代表しまして、ただいま上程されました日韓關係諸案件につきまして、政府の所信をただそうとするものであります。

その前に、一言伺いたいと思存すること、戦後のわが国の国会におきまして、ことに外交案件に關しまして、激しい意見の対立があり、そのため国会の運営がややともいたしますと混亂してまいりましたことは、はなはだ不幸なことであると存じます。ことに、平和条約、安保条約など、わが国の独立と安全にとりまして最も重要な条約、しかも、國民の多数の賛成と支持とがおりまするにもかかわらず、一部に暴力的手段をもつ

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に關する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定第二条の実施に伴う同協定第一条の漁業に關する水域の設定に関する法律案及び日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の實施に伴う出入国管理特別法案(趣旨説明) 六九

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めらるる件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一、二条の漁業に
関する水域の限定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の第二、三条の実施に伴う大韓民国等の財産権に
対する措置に関する法律案及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(審議中) 七〇

てしてもこれに反対せんとする勢力があります。これは、まことに遺憾にたえないところであり、今回の日韓関係諸案件の審議にあたりまして、一部少数勢力の計画的妨害のため若干の混乱を見ましたことは、まことに残念であり、一部少数勢力が多数の意見を制するために手段を選ばざる弊に出るといふことは、議会民主主義の根本をくつがえすものでありまして、断じて許すことのできないところであると存じます。(拍手、発言する者あり) これまで、わが国が自由陣営の諸国と条約を結ぼうとするたびごとに、共産陣営からの干渉が加えられ、これに呼応するかのごとく、一部勢力による国会の混乱が企てられてまいっておりますことは、遺憾ながら認めざるを得ないところであると存じます。この点は、わが国の政治の基本にかかわる重要な問題であります。これに対し、総理大臣はいかように考えられるか、率直な所信を承りたいのであります。

従来政府の見解はそのとおりであると存じます。したがって、北鮮に関する諸案件は、全く將來に残されておられると思われのであります。ここで問題となります点を考えますと、おのずから二つに分かれます。その一つは、北鮮政権に対する取り扱ひの問題であり、その二は請求権の問題、在日朝鮮人の問題、あるいはまた漁業等に関する問題であると存じます。第一は大きな政治問題であり、第二は行政的、実務的問題であると存じます。私はこの際、北鮮につきましては、今日、日韓友好条約等の問題を審議しておられる際でございますから、これを論ずることは、あるいは当を得ないのではないかと存じます。この際以上これを深く検討することは、二、三の以下触れたい問題を除き、あまり触れませんが、政府は今後十分これらの北鮮の問題に留意をして、将来禍根を残さないようにいたされんことをこの際特に希望し、これに対する政府の御所見を伺いたいと存じます。

たいのでございます。なお、第二条に、「もはや無効」といふことはありますが、併合条約等の無効の時期を明示されておられませんので、これに対する問題が生ずると思ひますが、これは決して併合条約が最初から無効であったというのではないと存するのでございませぬが、この点、政府の見解を明らかにしたいのであります。

の際、政府の明確なる御所見を伺いたいでございませぬ。なお、今次の漁業協定によりまして、沿岸基線から十二海里に漁業専管水域を設け得ることとなり、わが国は、関係国内法におきまして、これを政令で定めることとしたして存するが、政府は具体的にどの地域に設定する方針であるか。また、わが国自身が、十二海里の専管水域を設けることにより、将来、第三国との漁業交渉に際しまして、一般的にこの方式を認めざるを得なくなるのではないかとの観測も行なわれておられるが、この点、農林大臣の御所見を伺いたいでございませぬ。

第一には、基本条約についてでございます。その第三条において、大韓民国政府の法的性格を規定してありますが、政府がしばしば説明されておりますとおり、大韓民国政府は南朝鮮地域に管轄権を有する政府であると解されます。ところが、韓国側におきましては、いささかこれと異なつた解釈を下しておられると存じます。これに關して政府はどのように考えられておるか。日本政府の考えと相當に相違しておるか、今後基本条約の適用上に支障を生ずるおそれがあると思われまします。もし、そうだといたしますと、どのようにこれを調整されるかという点を伺いたいでございませぬ。

第三は、国連憲章の原則尊重の点でございます。これは従来、御案内のように、各国との種の条約を結ぶ際に明示されておる点であります。が、ただ、今回、従来と異なりました点が二、三あります。今回の条約で従来と異なつておられる点は、前文の中に「緊密」という二字を加えておる点でございます。また、第四条に、国連憲章の原則を指針とする旨を述べたにあつて、特に憲章の第二条の原則と、「第二条」という表現を用ひなかつたこととあります。また、日華平和条約以外は、「相互の福祉及び共通の利益の増進」という文言を用ひておられますのに、ここに特にこれを入れた、こうした点を含みおいたしまして、一部の論者の中には、これは軍事的色彩を有する条項であるかのごとき流説をなし、したがって、今後これを基本にして、軍事同盟が意図されるような流説をなし、國民を迷わす論をなすものがあるが、これに対する政府の確固たる所見を伺い

漁業協定についてお尋ねいたしたい第一点は、李ラインが撤廃されるか否かの点であります。一九五二年一月、いわゆる李承晩ライン設定以來、わが多くの漁民が、あるいは拿捕され、その他甚大な損害をこうむりました関係上、今次の日韓協議交渉の最も喜ばしい点の一つは、この漁業協定の成立によつて、関係漁民の操業の安全が得られる点にあると存じます。しかしながら、一部の者の間には、現在、李ライン内の取り締まりの根拠法規であります漁業資源保護法が廃止されるような様子が現在見られませんところから、わが政府の再三の言明にもかかわらず、一部の論者は、李ラインの存続を説き、このために関係者に一まつ不安を与えておる事実に対して、こ

また、最も困難な問題は、在日北鮮系の朝鮮人の取り扱ひの問題であらうと存じます。そして、その子弟の教育につきましては、北鮮当局から多額の財政支援を受けて、いわゆる民族主義教育が行なわれているかのように言われておりますが、文部大臣にお尋ねいたしたいと存じます。点、どのような学校が経営され、どのような教育が行なわれておるか。そして、日本政府は、これに対してどのような規制を行なつておるか、また将来これをいかに取り扱ひ方針であるか、

伺いたいでございます。

次に、文化協力協定についてであります。この協定によりますと、文化財の引き渡しや文化施設利用の便宜供与を述べられておられますが、日仏文化協定、日英文化協定等に見られますように学者や技術者の人的交流に関する条項は全然見当たりにせん。なお、考えますと、兩國の今後の友好の増進は、兩國の相互理解にあると存じます。その相互理解は、人的交流にまつべきところではないかと思ふが、これに対する総理大臣の御見解を伺いたいであります。

次に、竹島問題についてであります。竹島が日本領土でありますことについては、政府の再三にわたる言明で明瞭であると存じます。この問題については、わがほうよりは三十二回の口上書を送り、先方よりは二十四回反論をまいりておられますが、不幸、この島は現在韓国の武装部隊によつて占拠されたままになっております。政府は、今後、この竹島に関する日韓間の紛争をどのようにして解決するお考えであるか。わが國の一部には、今回の日韓交渉の妥結によりまして竹島問題の解決がそのめどを失つたのではないかと心配しておる向きもあるようでございます。竹島の領土権問題につきましても、その経済的価値の大小の問題よりも、本件が領土問題であるという性質から、これを等閑に付することは、わが國民感情が許さないところであろうと思われま。この問題は、あたかも北方領土の問題と同様に、相手國が武力占領しておるからといつて、その既成事実を是認すべきものではないと存じます。政府といたしましては、今後ともあらゆる平和的手段によりまして、すみやかに本件の解決をいたすべきものと存じます。外務大臣の御所見を伺いたいでございます。

最後に私は、佐藤総理大臣に対しまして、政府の対アジア外交の基本的態度について、その御所見を伺いたいで存じます。総理は、これまで、アジア諸國との間に善隣友好關係を樹立することを念願

とされ、今回の日韓外交正常化はそのスタートラインに立つものであると述べてこられたのであります。確かに近隣の諸國と平和で安定した友好關係が設定されてまいりますことは、國民のひとしく念願とするところであります。その第一歩として、このたび韓國との間の國交が正常化されますことは、まことに慶賀にたえないところであります。その御努力に対しましては深く敬意と感謝の意を表すところでございます。しかしながら、ひるがえつて考えますと、現在のアジア諸國の情勢を思ひまするとき、不幸にして十分にそこには安定した状態があるとは申し得ないのでございませ。とりわけ、共產主義者によりまして引き起こされておる動亂と戦禍によつて、アジア各地の平和が著しく脅かされておるといふことは、まぎれもない事実でございます。わけても、中共の昨年十月の第一回核爆発実験以来、アジアにおきまこの種の不安は日ごとに増大の一途にあると申しましても過言ではないと存じます。共產陣営は、これまで、わが國を含むアジア諸國に対して、あるときは利をもつていざない、あるときは核兵器をもつてどろかつかつし、また、あるときは、国内の治安攪亂を扇動してきたのでございませ。戦後、わが國は、自由陣営の有力な一員として、今日の國際的地位を築いてまいつたのでございませ。が、共產主義者による平和攪亂に対しましては、確固たる態度をもつて臨むことこそ、アジアにおける眞の平和外交を推進する道であると確信いたすのでございませ。この意味から、このたび自由陣営の一翼をになつて、アジアの平和と安定に寄与しようといつたしております韓國と、國交を正常化し、緊密な協力を達成しようといつたまことは、わが國の平和善隣外交推進の上から、まことに意義深いものであると存じます。佐藤総理は、こころしい意味におきまして、アジア外交の基本的態度を今後とも十分堅持して、外交施策を推し進められるものと存じます。これに対する総理の率直なる御所見を承り、もつて國民に強

くこの点を理解を願いたいで存じます。以上をもつて私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。閣下大臣に、私が触れなかつた点は後に説明させていただきますと思ひます。

まず第一に、最近起こりました衆議院の特別委員会の審議なり、あるいは本会議等についての感じいかんというお尋ねでございますが、私はあの事態を見まして、まことに不幸なことだ、かように思ひます。私も今日最も力を入れなきやならぬこと、いかにして民主主義、民主政治を守り抜くかといふところにあると言ひます。この観点に立ちまして、私もどこまでも、正常なる議會主義、議會制度を守つていかなければならぬ、このことが最も大事であります。しかし、ただいままでの状態は、わが國において民主政治であるいは議會政治がやや未熟である、かような非難を國際的にも受けるようでございますが、さらに私どもは、この議會主義、これに徹するといふ考え方で努力しなければならぬと思ひます。その第一は、お互いにルールを守らうというこの民主政治のもとにおきましては、どうしても多数決原理は尊重しなければなりません。(拍手、発言する者あり) 御指摘になりましたように、少教の意見は——もちろん審議を尽くすことは望ましいことでございますが、院内外の勢力を動員して、そうして、この審議をばばむ、かようなことは私どもは避けなければならぬ、敢て成めなければならぬことなのであります。國民大多數の諸君は、これらの事柄につきまして正しい批判を下しておると思ひます。さういふ意味におきまして、われわれ政治家に課せられた責任はまことに重いのでありませ。今日の會議等におきまして、どうしても國會におきましては話し合

の場である、この原則に立ちまして、十分審議も尽くさなければなりません。運管等につきましても、各党が忌憚ない意見で話し合ふことが最も望ましいことではないか、かように私は思ひます。

次に、管轄権の問題につきましてお話がございましたが、これは後ほど外務大臣からお答えをいたすと思ひます。私は、一民族が一國家を形成する、これはほんとうに望ましいことと存じます。しかしながら、必ずしもすべての民族が一國家を形成するといふことにはなかなかならないのであります。ただいまさういふ事態が起ることについては、ほんとうに民族の不幸だ、かように私は思ひます。ただいま韓國あるいは北鮮、さういふ二つの政權があるといふ、さういふことを御指摘でございますが、ほんとうに残念なことだと思ひます。しかしながら、今回私どもが条約を締結いたしましたのは韓國でありまして、北鮮には何ら触れておらない、これはいわゆる白紙の状態であるといふことと存じます。しかし、今日までわが國は、サンフランシスコ平和条約締結以來、一貫して、韓國と關係、交渉を持つてまいりておられます。北鮮とは關係を持たない、かような方針をとつてきたことも、これも皆さま方御承知のとおりだと思ひます。今日まで韓國を承認しておる七十二の各國も、北鮮とは關係を持つておりません。この点が一民族一國家と、さういふ観点に立つと、まことに不幸な事態だと私どもは思ひます。國連におきましては、さういふ事態に對して、いわゆる國連方式による民族統一國家をつくるようにといふような勧告もされておるのであります。韓國はこれを承認した、しかし北鮮はこれを拒んでおる、さういふ事態でございます。まだだいたいへんむずかしい状態ではないかと、かように私は思ひます。今日の韓國との關係は、別に北鮮との問題については触れておるわけではございませんし、在来からの方針を變えるといふよ

日本國と大韓民國との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求められた日本國と大韓民國との間の關係に関する協定の案に付する出入國管理特別法案(總論) 七二

うな事態ではございません。したがって、在
来から北鮮とはケース・バイ・ケースで人的交流
なりあるいは経済的交流をするという考え方で
おります。その考え方を今後も続けてまいり
てまいります。

次に、今回の条約が軍事的な色彩を持つもの
ではないか、こういうような意見を一部で述べて
おられることですが、御承知のように、
今回の書き方自身では、ちょうど日ソ共同宣言第
三項に書いたような書き方をいたしておりま
す。いわゆる国連の尊重をしていく、国連の平和的
条項、これを守っていく、お互いに協力をし
ていくということでございます。日ソ共同宣言で
言われておること、今回の日韓条約でも私が
ました表現と、お比べになれば、別にこれは軍
事的なものではないということが、はっきりわか
ると思います。日ソとの間におきまして軍
事的な同盟を結ぶような考え方のないこと
も、皆さま方御承知のことだと思
います。私は、何よりも申し上げたいのは、
新憲法のもと、また自衛隊法のもと
で、いわゆる外国と軍事的な同盟を結ぶ
ような考え方は全然ないのだ、この点を申
上げたいのでございます。したがって、私
は、いわゆる共産主義はきらいだ、かような
意味から、しばしば私の考え方を申し上げ
ておられること、また、日本の国が共産化
されることは絶対に防ごうと申してお
ります。そういう意味から、一部では、反共
同盟あるいは防共同盟を結ぶのではないかと
いうような懸念をされますが、私が最も問題
としておりますのは、この防共同盟あるいは
反共同盟あるいは防共同盟というものが、
いわゆる軍事的な色彩を持つものだ、いわ
ゆる反共軍事同盟、防共軍事同盟、こうい
うような考え方で国民に印象づけようとし
ておられる、このことは、私は絶対に、た
だいまも申すように、憲法や自衛隊法から、
さような事態はつくりません、さ
ようなことはいけません、国民の皆さま方
も、私の共産主義はきらいだということ、
共産主義を排撃するということ

と、ただいま社会党の一部から言われて
おられるような軍事同盟というものは、全
然別なことで、政府は軍事同盟には絶対
賛成しないのだということを十分御理解
いただくと、かように私は思っています。
(拍手)

最後に、アジアにおけるわが国の外交の
基本的姿勢、これについてお尋ねがござい
ました。私どもは、あらゆる機会に申し上
げてまいりましたが、どこまでもわが国の
安全を確保し、そして繁栄をもたらし、
同時に、この立場に立って、いわゆる平
和に徹する外交をしていくのだ。したが
って、善隣友好の關係はもちろんでござ
います。いずれの国とも仲よくしていき
たいのだ、これを申し上げました。いず
れの国とも仲よくしていきたくて、その
ためには、わが国の独立を尊重し、内政
に一切干渉しない、内政不干渉の原則に
立って、お互いに友好關係を樹立して
いく、こういうことではないと申してお
ります。この点では、国民の皆さま方
も十分御理解しておられることだと思
います。しかしながら、御指摘もありま
したように、アジアの状態は、まことに不
幸な状態をただいま現出しております。こ
ういふ場合に、わが国の安全を守り、ま
た平和に徹する、こういう場合に、わが
国が確固たる態度で諸問題に取り組み
ます。これは、もちろんその基本である
のでございます。私は、憲法のもとにお
きまして、軍事的な力を持たず、また、
一切の国際紛争は武力解決はしないのだ
、いわゆる戦争は放棄した、このもと
において私どもが繁栄の道をたどる、ま
た、国際にお互いの生活が安定をし、繁
栄であるならば、いくさなど考えられな
い、こういう意味から、私は、経済的に
十分協力をし、また援助する、こうい
う態度をとっておりますのでありま
す。東南アジア諸地域に対しまして、
経済的な交流なり、また援助計画なり、
低開発国に対する積極的な支援をして
おられるのは、ただいま申し上げたよ
うに、平和に徹するわが国の考え
方からでございます。

す。お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 基本条約第三
条に關して、韓国の主張と日本の主張と
が食い違つておると、これはどうかとい
う御質問でございます。基本条約第三
条は、いわゆる国連の決議を引用して
おりました。そして国連決議が規定して
おられる性格のこれは国である、政
府である、政權である、政權であるとい
うことを言っておるのでございま
す。引用されておる百九十五号の決議
というものは、朝鮮人民の大部分が居
住する半島の部分、それに対して有効な
支配と管轄権を及ぼし得る政府が
できた、その政府は国連の觀察のもと
に行なわれた自由選挙に基づくもので
ある、で、この政府が、したがって朝
鮮における唯一のこの種の政府である
ということをおっしゃるのでございま
す。その第三條に關して確認して
おられる、この点でございます。それ
で、いま申し上げた国連の決議は、
すなわち全半島に及ぶというのでは
なく、現実に支配と管轄権が及んで
おる、有効に及んでおる部分と、こ
ういふことを言うわけでございます。今
日の状況から言いますと、休戦ライン
以南である、この管轄権の及ぶ範囲は
、休戦ラインの以南であるとい
うことを言っておられます。その以北
に及ばないといふことを言ってお
られます。ただ、現実には及ばないとい
ふことを言っておられます。ただ、現
在に不逞分子が北のほうを占拠して
おる、その部分には及ばないとい
うような考え方を述べておられる、そ
ういふ基本的な考え方を今回の基本
条約で日本が承認したかのごとき誤
解を生じせしめるような言ひ方を
しては、たゞ、いかなる言ひ方を
しておいても、とにかく基本条約の
正文からいいますと、休戦ライン
以南であるといふことは、も
ろ明瞭なことでございますので、
われわれは、どこまでも、書き
おろされた条約の正文をもと
としてこれを解釈する、こ
ういふ態度をとって今後

いく所存でございます。
それから「もはや無効」とい
うのは、一体、当初から無効であ
ったのか、それとも、かつては有
効であつたか、いつから無効であ
るか、これは韓国が独立したとき
に併合条約は効力を失つた、それ
から併合条約以外の条約は、それ
ぞれその条約の内容に従つて効力
を失ふ、こういふことに解釈し
、また、しからざるものは、併
合条約の効力によつて効力を失
つた、これも聞くところによると、
韓国の言ひ方とわれわれの主張と
食い違つておられる、この点につ
いて、もし實際問題として、
兩國の利害が、今後条約発効後
に衝突するといふような場合には、
十分にこれを解決する自信を持
つておられる。

それから、請求権の問題と経済協力、
これは、日本の対朝鮮請求権は、
軍令及び平和条約等のいきさつ
を経て、もはや日本としては主張
し得ないことになっておりますが、
反対に、韓国側の対日請求権、
この問題について、この日韓會
談の初において、いろいろ兩國
の間に意見の開陳が行なわれた
のでありますけれども、何せ非常
に時間がたつておるし、その間
に朝鮮動乱といふものがある、
で、法的根拠についての議論が
なかなか一致しない。それから、
それがほとんど追及ができない
といふ状況になりまして、これ
を一切もあきらめ、そうして、
それと並行して、無償三億、有
償二億、この経済協力という問
題が出てまいりました。何か、
請求権が経済協力という形に
変わったといふような純然たる
経済協力力でなくて、これは賠償
の意味を持つておるものだと
いふように解釈する人があ
るのではありません。あくまで
有償・無償五億ドルのこの経済
協力は、経済協力でありまして、
これに對して日本も、韓国の
経済が繁榮するように、そ

閣下は、日本国と大韓民国との間の協定第一條の施行に伴う大韓民国の財政権に
對する措置に關する法律案及び日本国と大韓民国との間の協定第一條の施行に伴う出入國管理特別法案(附則) 七一

ういう気持を持って、また、新しい国の出発を祝うという点において、この経済協力を認めただのでございます。合意したのでございます。その間に何ら関係ございません。英国であるとかフランスなんか、旧領地を解放して、そうして新しい独立国が生まれた際にも、やはり、この経済的な前途を支持する、あるいは新しい国家の誕生を祝う、こいう意味において相当な経済協力をしておる。その例と全然同じであります。

それから、在外財産、この問題についてのお話でございますが、終戦当時、朝鮮にあった在外財産につきましては、日本政府としては、確実な資料は所持しておらなかった。また、韓国政府も北鮮当局も、戦後、一切これらの問題に対しては公表しておらない。遺憾ながら、これらに關しましては、権威のある評価等は、われわれはできない状況にあります。で、いずれにいたしましても、その終局の処理は別問題にして、とにかく、その状況がどうなっておるかというのをまず調べるために、過般、予算をもつて、在外財産の調査をするということになっておるのでございまして、その問題につきましては、ただいまさような状況にあることを御了解願いたいと思っております。

それから、竹島の問題でございますが、交換公文で、残された日韓間の紛争事項については条約発効後に普通の外交ルートによって折衝して問題の解決を見出すように努力する。しかし、外交ルートによつて、この方法によつて解決することができない場合には、両国の合意による調停の方法によつて解決をするということが書かれてございまして、竹島問題は、日韓間の紛争問題として残された最大のものであり、この交換公文に書かれてある、いわゆる紛争問題に該当するわけでありませう。これは、御指摘のとおり、領土問題でございます。なかなか兩國が相譲らないというような状況にございまして、条約発効後、兩國の間に友好的な雰囲気が出てまいるわけにございませうか

ら、その雰囲気うちに穏やかに折衝を開始して、何らかの解決の方法を見出すべく今後とも努力したい、かように考えておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣坂田英一君登壇、拍手〕

○國務大臣(坂田英一君) 李ラインに關しましては、韓國內の漁業に關する一方的管轄權の及び得る範圍を、漁業水域に關する國際的趨勢をしんしゃくいたしまして、沿岸十二海里の漁業水域に限定することとする。その外側に帶狀に設定される共同規制水域を含む公海における漁業取り締まりの權利及び裁判管轄權は、漁船の属する國のみが行使する、いわゆる旗國主義であります。が、さういふことに協定で規定するほか、協定の前文においても、公海自由の原則が尊重されるべき旨規定されたことによりまして、実質的に撤廢され、その結果、従来、李ラインにおいて発生した不法な臨検、拿捕等の不平等な事件は、今後わが國の漁業及び漁船に対してはあり得ないことと相なりまして、日本漁民も安心して漁業に従事し得ることとなつたのであります。李ラインは実質的に解消いたしておる次第でございます。

第二番目の、この十二海里の沿岸までの漁業水域は、このほかの國にも影響しないかというお聞きでございますが、沿岸から十二海里までの漁業水域は、最近の國際趨勢をしんしゃくし、かつ、韓國內の漁業の実情を勘案いたしまして、兩國間において特別の合意をもつて設定することとしたものでございませう。しかし、これは、いづれの國ともかような同様の協定をいたすということには限つておるわけではありませぬのであります。これは、これは、日本漁業の実益等を勘案いたしまして、ケース・バイ・ケースによつて決定してまいるということにいたしておるわけにございませう。

それから、この漁業協定によつて国内法が設定されて、政令によつて日本の漁業水域をどこに設定するかという御質問でございますが、これは、現在の韓國內の漁業の実態等も考えますと、日本本土の沿岸どこにも設定する必要は今のところないのであります。そこで、現在のところ、対馬沿岸に設定したいということに検討中でございます。なお、将来において、韓國內の漁業の發展その他によりまして必要がある場合は、合意においては、その際において設定することになり、その都合上、「政令で定める」ということにいたしましたのは、そのわけにございませうので、御了承を願いたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣石井光次郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(石井光次郎君) 韓國內のうち永住權を持つた者が、だんだん時がたつにつれて少数民族的存在になりはしないかという御心配の御質問にございませう。私も、さういふ問題は非常に注意しなくてはならぬと思ひます。この問題につきましては、先ほど法案の趣旨を申し上げたときに申し上げましたように、この永住權を持つてもらうには、どうしても日本の社会秩序のもとに安定した生活が韓國內の人たちにできまうようにすることが、一番大事なことであるといふことを考えておるのでございまして、さういふ方向に向かつて行きますと、だんだんと、日本人そのものの生活と同じような生活を、同じような状態に、その人その人の生活がなつてまいりますれば、いつの間にか日本人と同じような状態になつてくる。その中には、日本人になつてしまふ人もだんだんできてくることを考えておるわけにございませう。

また、第二の御質問でありました、さういふことになりまうと、永住權をもらえない人、同じように長い間日本人であつて、また自分の意思でもなくして日本人となり、また自分の意思でもなくして日本人から離されたという人が、たくさんあるわけにございませう。さういふ人たちの差が、また、うんと出てくるのではないかと、このことを御心配になる方がたくさんあるのではないかと、私も、その点は考えなくちゃならぬと思つております。

〔國務大臣中村梅吉君登壇、拍手〕
○國務大臣(中村梅吉君) 教育に關係した御質問がございませうので、お答えをいたします。御承知のとおり、従来から、在日韓國人あるいは朝鮮人の子弟につきましては、義務教育に關して、公立の小学校、中学校等に、本人の希望があれば入学を許可して、日本人と同様に扱つております。その内容等につきましては、御承知のとおり、授業料を徴取しない、あるいは教科書の無償配付をするというふうなことでございまして、日本人と差別をいたしておりませぬ。また、進學につきましても、進學の資格を認めておるわけにございませう。今回の法的地位に關する協定第四條及びその合意議事録によりまして、そのことが、いわゆる協定上の日本の國の義務と確認をされたということにございまして、内容的には、この点については変化がないわけにございませう。そのほ

であります。ややこしい極東の端々このことに巻き込まれたくないために、駐兵の決議が国連総会の決議として繰り返されておるにすぎないのであります。それが証拠に、この駐兵国十六カ国のうちで、国連が侵略者だときめつけた中華人民共和國を承認している国が五、六カ国あるものであります。あざやかな外交をやっております。五、六カ国ある。この事実を一体、政府はどうごらんになるのか。日本政府のやることとしては、国連の注意を喚起する、このことであらうと思ひます。政府の口にする国連尊重は、ときに無為無策の隠れみのにすぎません。同時に、およそ国際紛争や対立というものは、大きく外から客観情勢の展開に待たなければなりません。スケールの大きな外交であります。これは、佐藤さんのように、一体、将来の外交をどうするのだといへば、朝鮮とはどうする、あるいは中国とはどうする、ソビエトとはどうする、そういうような、個別的な、外務事務官みだいなことを言っているんじゃないんです。大きな外交であります。朝鮮休戦がまとまったのは、何でもまとめたか。北と南がくたびれたことも原因であります。スターリンが死んだ後にマレンコフの時代になり、ソ連の平和的なゼスチュアが非常にあつた力があったのであります。また、つい先ごろの核実験停止条約の成立というものが、どれほど米ソの対立と世界の緊張緩和に役立ったかを思い知るべきであります。佐藤総理大臣は、平和に徹し、南北の統一にもあらゆる努力をしようとされていますが、その外交展開の構想、具体策はどんなものでありますか。スケールの大きいところを伺います。

また、けさの新聞を見ますと、外務大臣椎名さんはモスコに行かれて、日ソ間の外交調整、できれば平和条約の下交渉に入ると書いてあります。ここで一体、領土問題について目鼻がついて行くのか、おいをかぎに行くのか、あるいは相互不可侵条約でもやろうという大きな手をぶちかけると同時に、アメリカ軍の沖繩撤退、根拠、国後

を返せというぐらゐのことを言うつもりなのかどうか。航空協定ができたから、お祝いのカクテルを飲むようでは困るのであります。また、対中共政策も、世界の大きな流れに沿って、いまや大きく転換すべきときであらうと思ひますが、あわせて所信を承りたいと思ひます。

なお、韓国は、この条約の意義について、日本と違ひまして、共産主義侵略を防ぎ、極東の安全と平和維持について日本に期待していると言っております。総理は、いかなる形でも、軍事的に結果する協力はしないと断言できるかどうか、伺います。

次に、具体的問題に入ります。それは竹島の問題であります。政府は、ほかの懸案と一括して解決すると断言されましたが、後には、せめて解決のめどだけはつけておきたいと、国会で割り引いて泣き言を言いましたが、これもだめ。竹島を一体放棄するかどうか、総理に伺います。政府は、いや、そのために交換公文をつくらなければならない、それには紛争はまず外交経路を通じて解決するものとする、できなかったら調停にかけるんだ、その紛争の中には竹島が入っているんだと、こういふふうな御答弁があります。一方、椎名外相は、条約の解釈について、社会党の皆さんは、うるさく言うけれども、それは条約の文に書いてあるとおりに御解釈下さい。——解釈します。交換公文に竹島という字が一体どこに入っている。(竹島を含む)とも含まないとも、何とも書いてないのであります。この答弁の矛盾を外務大臣から伺います。

また、韓国は、もし日本があくまでその主張を曲げないならば交渉を打ち切ります、すぐ帰りますと言っておるようであります。いつでもこの態度。去る六月だと思ふ、調印のために李外務部長官が佐藤さんにお会いになったときに、これは向こうの議事録でありますからはっきりわかりませんが、議事録によれば、佐藤さんは何とか顔を立ててくれないかと言つた——下品なことばで

あります。しかし、いまさらわが韓国としては、こんなことをやったらダイナマイトに火をつけるようなものだから、この交渉ができなくて条約をつぶしても、私は席をけつて帰ると言つた。そうしたら佐藤さんは音が出なくなった。何にも反響がなかったわけですね。それから調印に臨んだのでしよう。その間の事情をひとつ総理から明らかにしてもらいたい。どうも態度において、韓国と日本はどちらも違ふのであります。向こうが必死で、しつこいのであります。こつちは、ふわふわとしておる。一体、領土問題、これを総理は大きな問題と考えるのか、あるいは、たかが小さい岩礁だ、こゝろ思われるのか、その認識のほどを伺いたいのであります。先ほど草葉隆國君は、竹島に警備兵がおつて、鉄砲を持って武装し、かまえておる、こゝろいふお話がありました。今日でもなお

いるようであります。昔は巡視船に鉄砲を撃ちかけてきたことがあります。本条約には「国連憲章の原則を指針とする」と、うたつておられます。草葉さんも尋ねられ、総理もそれとおつたとおつた。ところが、第二条にどう書いてあるか。領土保全その他について武力をもって威嚇し、これを行使してはならないと書いてあるのであります。条約関係に入るといふのに、憲章違反を一体、政府はどう見ているのか。なぜかかる行動を黙認しておられるのか。私はこの事実を見て、まだ韓国、朝鮮の方々の中には、わがほりに対する警戒心が根強く残つていて、条約締結の情勢にはほど遠いという証拠のように考えられます。

もう一つ大きな問題が竹島にあります。それは昭和二十七年、講和条約の年の六月であります。アメリカは竹島を爆撃場として日米合同委員会を通じて提起しておる。日本は承知いたしましたので向こうへ出した。しかし、翌年の二十八年三月に、もう使用しないからといって日本に返された。これは皆さんも知つておられます。私も外務委員会でもやりました。竹島は、平和条約で日本が放棄する地域のうちに入るのか入らないのか

という決定というものは、条約起草者のアメリカがよく知っているはずであります。わがほりの個人の財産請求権を放棄せざるを得なくなった、例の在韓財産請求権問題で、韓国と日本の意見が対立した。日本はある、向こうはない。そのとき、条約起草者の行司に見解を求めたのであります。なぜ、この際に見解を求めないのか。アメリカは、また、なぜ長い間、これだけの紛争をやっているのに沈黙をしているのかも、まことに不可解であります。日米行政協定は、韓国領土の貸し借りをやつたのか、外務大臣にお伺いをします。なお、この条約が実施され、円満なムードが出れば解決するときは来ると、外務大臣はおっしゃっておりますが、そんな約束がいつ、だれとの間にあつたのか、単なる希望であるのか。これも伺いたいと思います。

次に、文化財、文化協力協定について伺います。

文化といふと、「かおり高い」といふ、まくらことばがつくのが、普通であります。かおり高い文化。この協定を見ると、お互いに文化協力を緊密にしましょう、あんなところから持つてきた文化財を返しましょう、この二つしかないのですね。ひどい、冷たい条約であります。冷たい協定であります。文化協定といへば、まあ文化人もたくさんおられるが、もうたくさんある条項でいろいろなことを取りきめて、大いにそれをやろうという意欲を燃やしているのですが、日本が、過去についての深い反省とあたたかい気持ちを持つて、本来あるべきところへ戻してやるというところが見えないのは、どうしたことか。この点は、文部大臣、及び、気持ちでありますから、佐藤総理大臣に伺います。

文化協定といへば、どこでも、大体、判を押したようであります。日本とフランスやイギリスやその他の国々と結んだ中には、両締約国は、相手国の広範な知的、芸術的及び科学的活動に緊密に協力するのがねらいであつて——こんなふう

に書いてあるのであります。文化協力こそ、民族の眞の理解を深める最も大事なものであるが、それが無いのであります。政府・自民党は、文化芸術のセンスがあるかどうか、疑わざるを得ません。文部大臣は、いかに考えられますか。

文化財は、一体、向こうに引き渡すのか、返還するの、要らないものだから持って行けというのか。どうなのか。この協定文には、「引き渡す」とありますが、気持ちを伺います。引き渡される品物、美術品、図書類の選定の基準は、一体何か。韓国の要求によるものであるのか、日本が選んでやったものか。この間を明らかにしてもらいたい。重要文化財に指定されたものがないのはどうしたわけか。国宝に指定されたものも入っていないよりであります。日本には韓国から朝鮮から持ってまいったもので、このような重要文化財に指定されるものは一点もないのか、あっても引き渡さないのか、具体的に御答弁を願います。

次に、去る三十三年に、百六十六の文化財を韓国に親善のムードづくりの名目で送っております。これらの品は、一体いまだどこに保存されておるか、これをお伺いします。やったのだから、どこへ行ったって、海の中に落ちて知らないでは、済まされないであります。聞くところによると、その品々はあまりいいものがないらしい。首飾りの玉が欠けておつたり、本といえば、筆で写し直した複製品が少なからずあつて、貴重な品とは言いがたいものがあるといわれております。そこで、向こうは本國にこれを送ることができないで、何か日本の大使館の倉庫かどこかにぶち込んであるとかという話を聞くのであります。はなはだ大事な問題でありますから、この真偽のほどを明らかにしてもらいたいと思つております。

ただ、最も重大なことは、今回引き渡される文化財は、すべて韓国に由来するものであつて、北鮮系のもは除かれておるといふ。文化財は民族伝統の宝であります。政治権力の所在によつ

日本と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求め、日本と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一條の漁業に於ける日本と大韓民国との間の協定の締結第二條の実施に伴う出入国管理特別法(暫行適用) 七六

て区別されるべきものではないと思つております。文化財まで二つの朝鮮の考えを露骨にあらわすに至つては、これは氣遣いのさたであります。その理由をここに明らかにしてもらいたい。同時に、北鮮のものには一体何点くらいあるのか。今後いかにこれを処置するつもりか。向こうから要求があれば引き渡すのかどうか。

終わりに、総理大臣に伺います。植民地の支配や侵略の過程で、西側の大国は、いろいろなものを本國に持ち込んで、博物館、美術館に飾つておられますが、これらは、それぞれ自分のあるべき國に返してやるのが筋だと思つておられるが、政府の文化政策を伺いたいと思つております。

漁業関係に移ります。何といつても李ラインの問題に帰着いたします。政府は、一貫して李ラインが不法だから撤廃せよと公言してきてきたが、結果を見ると、この協定によつて実質的に撤廃されたとしておられます。しかるに韓国は、この協定は、李承晩大統領宣言の趣旨にかなうものであるから、いよいよもつてその存在が明らかになつたとしておられます。撤廃というのとは、実質的に撤廃というのとは、これは公約の大きな違反であります。何と説明されますか。政府は、関係水域で安全操業ができればいいので、向こうが李承晩宣言のことばを、いつどこで使おうと、わが國は無関係だと言いますが、このラインは、はなはだかつてきわまる話であります。韓國の主権線と言つておられますから、向こうの都合で、いつでも動き出すものであります。なるほど、漁業協定があつても、国防というより、国家非常の場合には、また別な観点から、どんな措置をとつてくるかもわかりません。これは、こちらの知つたことじゃないでは済まないものであります。

明快な措置をなぜとつておかなかつたか、外務大臣、農林大臣に伺います。漁業の点からしても、韓国には漁業資源保護法という、李ラインを裏づける国内法があり、これ

を改廃する様子は全然ありません。政府によれば、どんなものがあつたつて、国際法は国内法に優先するから、韓国は協定の相手國である日本に對して、何らの拘束力を主張し得ないのだ、こつておられます。ところが、ちよつと理屈をくつてもよろくありませんが、国際法と国内法との関係は、法理論として、昔から、国内法が上位であるとか、法域を異にするという二元論もあれば、政府の言ひ、国際法上位論をとる國もあります。新興國、こつていふのはナシヨナリズムが強いから、国内法が上になるのだという見解をとつておられるところも多いのであります。國家はそれぞれの立場をとれるので、他國の制肘は受けないものであります。こんな法理論を振り回して政治問題を解決しようといふのは、これはわれわれは全然説得力はないと思つておられます。外務大臣の御所見を伺います。

外務大臣は、また衆議院において、韓國の資源保護法は、この安全操業を取りきめた協定ができた以上、適當なときに廃止するのが条約に基づく義務であり、それを期待するのが条約に基づきます。かかる条約上の義務ならば、なぜ大好きな条約文に書き入れていないのか。国内法の改廃は韓國の国内問題だから、わが國は関知しませんといふ従来の政府の説明とも矛盾するのであります。外務大臣の御答弁を伺いたい。

政府は口を開けば、国際法や国際慣行は尊重しなければならぬと言ひ、しかるに韓國の漁業水域の外側六海里の入り会い権の放棄をいたしておられます。韓國はその気前のよさにあきれておるやうであります。なぜ政府は、世界が長い年月かかつてやつとでさう上がつてきた、この入り会い権というより、国際慣行をあっさり捨ててしまつたのか。将来に大きな影響があると思つておられます。農林大臣に伺います。

韓國の管轄権の及ばない休戦ラインの北の朝鮮民主主義人民共和國のほうまで韓國の漁業水域を設定したり、共同規制水域まで合意をしてやつておられますが、これは韓國が朝鮮の唯一の合法

政府であることのかつこうをつけてやるために、やつたことかどうか。また、日本漁船がこの方面の専管水域あたりに出漁して事故があつた場合、それは韓國政府が責任をとつてくれるのか、韓國と話し合えば片がつくのか、その辺のことも伺いたいのであります。

次に、実質的な点をお伺いいたします。この協定によつて日本は大きな漁獲高の影響を受けると思つておられますが、その予想をひとつ数字で伺いたいことが一つ。もう一つは済州島附近の漁場であり、ここは黄金の漁場といひまして、済州島のこの左右——東西、ここにはたくさん魚が集まつてまいります。左、右に分かれて北進をいたします。ところが、この潮の速さは一時五ノットもある。まき網で、これは共同規制水域の境目で一番魚がいて、こつておられるところを網をおろせば、一時五海里は向こうの専管水域に入つてしまふのであります。だから、たくられてしまふ。そうすると、たくられないためには、少なくとも十海里なり十五海里、あるいは二十海里、相當の距離まで下がつて網をおろして、協定線のところで揚げる。風に押し流される、潮に流されるので、しかもこの辺はたくさん船が込み合いますから、たいへんな事故が起つてくる。しかも韓國にはみんなつかまつてしまふ。いい「えさ」になると思つておられますが、この辺について十分の対策と配慮を持つておられるのかどうか。また、韓國には魚の冷凍や保存施設も十分でないで、とつた魚をそのまま日本の港に持ち込んでくることもあるでしよう。そうしなければ攪乱されると思つておられます。これにどういう手だてがありますか。

次に、請求権、経済協力について伺います。平和条約四條にちなんで請求権の解決は、結局どんぶり勘定八億ドルという経済協力に変わつてしまつたことは事実であります。条約に規定したこの請求権解決の方法というのは一体どこへ飛んでいつてしまつたのか。また、この八億ドルの積算

政府であることのかつこうをつけてやるために、やつたことかどうか。また、日本漁船がこの方面の専管水域あたりに出漁して事故があつた場合、それは韓國政府が責任をとつてくれるのか、韓國と話し合えば片がつくのか、その辺のことも伺いたいのであります。

の根拠は何か。韓国が日本に出してきた対日請求
 入項目は、政府の計算でもせいぜい五千万ドルと
 はじておられます。それが八億ドルにふくれ上
 ったのは驚きです。大蔵省、外務省が試算する
 という五千ドルの根拠と入項目の内容を説明して
 もらいたい。李承晩大統領が出した七十億ドルの
 対日請求権の要求は別としても、韓国は大体これ
 まで六一八億ドルの額で日本に要求をしております。
 妥協したところを見ると、ちょうど向こうの
 数字にびつたり合っているのであります。ですから、こ
 れはほんとうのつかみ金、どんぶり勘定と見なけ
 ればなりません。日本側も、個人の請求権はだ
 んだん額を上げて、五千万ドルぐらゐると、当
 時小坂外相が主張したことがあるらしい。ここに
 双方の要求額を、日韓交渉以来のものを順序をつ
 けて明らかにしてもいいのであります。何年
 度はこつちは何千万ドル、向こうが幾ら。ことに、
 韓国が二十八年ごろ、終戦時の評価で九十億円か
 ら百二十億円の対日請求権があると言っていたの
 に対し、三十六年から八年の間に八億ドルにはね
 上がってきたのは、どういふところをなめられた
 のか、これらを明らかにするのが国民に対する政
 府の義務であります。

アメリカは、三十億ドル以上の経済協力を韓国
 につき込んでいます。たいいていのは、援助とい
 うものがありますと、みな立ち直っています。
 それがなぜできないのかという、韓国がいたず
 らに反共を唱えて軍事に狂奔し、アメリカの援助
 政策もまた軍事中心であったために、経済の基盤
 が今日までとうとう固まっていけないのでありま
 す。この誤った考え方の根本を是正して平和共存
 の方針に切りかえなければ、このわれわれの経済
 協力は、いつときささえにしかありません。日
 本の財界、産業界は、不況打開のため韓国進出に
 しのぎを削っております。そして安い労働力に目
 をつけておられます。韓国ではこの動きを日本の経
 済侵略と見ている者が多く、一歩間違えば国交開
 始前よりもっとひどい状況になります。この面

からも条約締結はやめるべしと思うが、外務大臣
 の見解を伺います。

政府は、北朝鮮に対する請求権が残ると言つて
 おります。残るのはあたりまえであります。日本
 は平和条約上、全朝鮮と請求権を処理すべき義務
 があるからであります。北朝鮮政府とは、いつ交渉
 をやるのか。双方の請求権はどのくらい残ってい
 るか、試算をしたものが当然あるはずであります
 から、明らかにしてもらいたい。

なお、個人の財産請求権の保障については、再
 再政府から、審議会の答申を尊重するというお話
 があります。この尊重するということとは、必ず
 実行する——お金が大きくちや、たまげちやま
 ちや、承りた、実行してやるのだという御決心が
 あるかどうか、承りたい。

これで終わりますが、これを要するに、この条
 約は、いろいろな面でも、将棋でいう詰めがなされ
 ていない。食い違ひが多い。条約交渉の中間報告
 といったような内容のものであります。基本条約
 と称せるものはありません。妥協の産物たる条
 約でありますから、これが実施された暁には、
 条約締結の心組みの違ひといふものが、在日朝鮮
 人の法的地位や待遇の問題に加えて、ことごとく
 日本にはね返ってまいることが必至であります。
 もし、この条約がほんとうによいものであるなら
 ば、日本における朝鮮人がみな韓国籍になだれ込ん
 で入っていくだろうと思ひます。しかし、約六十万
 の在日朝鮮人のうち、韓国籍が依然二十万、あとの
 北朝鮮系、中立系その他の朝鮮の人々は四十万——
 動かないのであります。このことが、どういふ条
 約であるかをりつぱに証立して思ひます。

私は、最後に、この条約はせつかく権名さんが
 御苦心しておつけになったが、もはや無効であ
 る、こう信じて私は終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 冒頭に、衆議院におけ
 る本案件の審議についての御批判がございま

た。私は草葉君の御意見に対しましてもお答えし
 たばかりでございますが、今日最も大事なことは、
 私どもが民主政治に徹するというところであ
 ります。議会政治を守ることである、かように
 思ひます。そういう意味におきまして、お互いに
 十分反省もし、そうして、今日の事態に対しまし
 て、よりよき慣例をつくる、こういう方向で努力
 いたしたいものである、かように私は思ひます。

今日、まだ条約の批准もできていないのに、だ
 んだん大使を交換するとか、あるいは批准日程等
 について出ることには、不謹慎ではないかと、こ
 ういうおしかりを受けました。確かにそのとおりだ
 と思ひます。しかしながら、事務当局がこれらの
 点について準備をすることは、これはお認めを願
 わなければならぬと思ひます。また、それが、
 最近の新聞関係の連中はたいへん有能でございま
 すから、こゝろいふものをなかなか機密が保てな
 い、そゝろいふところ、ときに先ばしした記事等
 が出るのでございませぬ。政府自身が国会を無視す
 ると、かよりなこととはもちろんいたさないつもり
 でございますし、また、二院制度であります今日
 におきまして、参議院の良識はこれを十分私ども
 も尊重してまいるつもりでございますから、こ
 ういふ点について誤解のないようにお願ひをしてお
 きます。

次の問題は、国家の承認の問題であります。が、
 申し上げるまでもなく、サンフランシスコ平和条
 約が発効したとき承認したということになってお
 ります。

なぜ国連総会決議百九十五号を引用したかとい
 うのでございませぬが、これは、韓国の性格をこの
 引用によって明らかにしておる、かように御了承
 いたしたいと思ひます。

また、国際情勢の変化に伴って、この決議が変
 わることがある、そゝろいふ際はどうするのかとい
 うことでございますが、まあ、今日の状態でなか
 らか想定のできかねる問題をお尋ねになりました
 も、お答えするわけには私はいりませぬ。

また、領土、国境は一体どうなっているのか、
 こゝろいふお尋ねでございますが、この点につきま
 しては、先ほどの草葉君のお尋ねにもあつたと思
 います。一族が一つの国家を、統一国家を形成
 するといふこと、これは、心からその民族の願う
 ところであり、私どももこの民族の悲願を達成さ
 したい、かように考えておるのでございませぬが、
 ただいま朝鮮におきましては、不幸にして二つの
 権威があるといふこと、これは百九十五号でもそ
 ういふことを認めておるわけでございますが、そ
 ういふ事態に対しまして善処していくといふのが
 今日の日私どものお答えでございます。この点につ
 いては、草葉君にもお答えしたように、平和条約
 以来、一貫して韓国と私どもは交渉を持ってきて
 おりますので、この際に、一族一国家とは申
 せ、そのたてまえから、ただいまも北との交渉を
 持つわけにはまいりませぬ。

また、北との各種の請求権なり、あるいは文化
 財等の問題、あるいは漁業等の問題につきまして
 お尋ねがございましたが、今回、皆さま方の批
 准承認を求めるところのものは、北朝鮮につ
 いては全然いゆる白紙でありまして、全然取り
 きめはしてございませぬ。そして、それそれの具
 体的案件につきまして、その具体的事情を勘案し
 て、それに対する対策を立てていく、これも先ほ
 ど来申したとおりでございますので、省略して
 いただきます。

次に、もつとスケールを大きくして条約を締結
 すべきじゃないか、こゝろいふことがございました
 が、これは御意見として私も拝聴しておきます
 が、先ほど来、わが国のアジア外交、また、わが
 国の国際社会に処して進む方向、これは草葉君に
 お答えいたしましたので、それに譲らしていただ
 きたいと思ひます。

また、権名君の訪ソの問題についてのお尋ねが
 ございましたが、権名君と私と、また十分それら
 の点について話し合っておりますから、新聞記
 事になりましたところは、政府首脳部が相談をし
 て、そゝろしてそれが記事になったものだ、かよう

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めらるる件、日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う同協定第一條の漁業に
 関する本協定の規定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う同協定第一條の漁業に
 関する本協定の規定に関する法律案及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の規定の実施に伴う出入国管理特別法案(憲官原案) 七七

昭和四十年十一月二十日 参議院会議録第八号

には御理解いただかないで、ただいま、まだ十分相談をしておらない、かように御了承いただきたく思います。

次に、今回の条約が軍事的な協力関係を持つのではないかというお尋ねでございますが、先ほども申しましたように、軍事的な何らの考え方も持つておらないと、重ねて申し上げます。私も、憲法からも、また自衛隊法からも、また韓国自身も、今回、日本に対して軍事的協力ということは、国会において説明しておる限りでは、さようなことはございません。これもはっきりいたしておりますので、もしその点に誤解があれば、韓国も同様な考え方をしておる、したがって、これは両国が一致して、軍事的な問題には触れておらないと御了承いただきたいと思ひます。

次に、竹島の問題でございますが、竹島の問題については、これが岩礁であろうか、どうであろうかが、小さな場所であろうが、私も、領土であるという、その立場に立ちまして、国民の非常な関心の深い問題である、かように思っておりますので、私もかねて主張しておる通りに、これは古来からの固有の領土である。これは、あらゆる機会に私も主張してまいっております。また、この私も主張は、ぜひとも相手方も納得していただきたいものだと思います。ただいま、これが紛争であることは、かような意味におきまして、はっきりしておる。日本も固有の領土を主張しておるし、韓国も固有の領土というのを主張しておる。したがって、両国の意見が対立しておるのでありますから、これを紛争そのものである、かように私は思いますが、この問題については、将来これをいかなる方向で解決するかということ、外務大臣から説明しましたように、はっきりいたしましたので、今回は、ただいまこれをきめることはできない。私は、しばしば皆さま方に申し上げて、一括解決ということをお約束してまいりました。この意味におきまして、竹島が最終的な解決を見なかつたということは、まことに遺憾、残念に思ひます。しかしながら、竹島を解決する方向、平和のうちに解決する方向、これがきまりましたことは、この意味におきまして、せめて国民に対して御理解を求めることができるよう思ひます。ただいま警察官等が竹島を占領しておるということでございます。これは、国際法上違法なものであることは申すまでもございませぬ。したがって、わが国は嚴重に重んじてこの抗議を繰り返しておるというのが今日の事情でございます。また、この竹島の帰属につきましても、交渉の途中において、日本政府が放棄したとか、あるいは竹島が韓国であるということも承したとか、いろいろ言われておるようでございますが、交渉の際にはさようなことは全然ございませぬ。この機会には、はっきり申し上げておきます。日本政府が韓国の領土であることを承したとか、あるいは日本政府がこれを放棄した、かようなことは全然ございませぬから、誤解のないようにお願ひいたします。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求め、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う停船協定第一條上の漁業に對する措置に關する法律案及び請求權に關する附屬の協定第二條の協定第三條の協定第四條の協定第五條の協定第六條の協定第七條の協定第八條の協定第九條の協定第十條の協定第十一條の協定第十二條の協定第十三條の協定第十四條の協定第十五條の協定第十六條の協定第十七條の協定第十八條の協定第十九條の協定第二十條の協定第二十一條の協定第二十二條の協定第二十三條の協定第二十四條の協定第二十五條の協定第二十六條の協定第二十七條の協定第二十八條の協定第二十九條の協定第三十條の協定第三十一條の協定第三十二條の協定第三十三條の協定第三十四條の協定第三十五條の協定第三十六條の協定第三十七條の協定第三十八條の協定第三十九條の協定第四十條の協定第四十一條の協定第四十二條の協定第四十三條の協定第四十四條の協定第四十五條の協定第四十六條の協定第四十七條の協定第四十八條の協定第四十九條の協定第五十條の協定第五十一條の協定第五十二條の協定第五十三條の協定第五十四條の協定第五十五條の協定第五十六條の協定第五十七條の協定第五十八條の協定第五十九條の協定第六十條の協定第六十一條の協定第六十二條の協定第六十三條の協定第六十四條の協定第六十五條の協定第六十六條の協定第六十七條の協定第六十八條の協定第六十九條の協定第七十條の協定第七十一條の協定第七十二條の協定第七十三條の協定第七十四條の協定第七十五條の協定第七十六條の協定第七十七條の協定第七十八條の協定第七十九條の協定第八十條の協定第八十一條の協定第八十二條の協定第八十三條の協定第八十四條の協定第八十五條の協定第八十六條の協定第八十七條の協定第八十八條の協定第八十九條の協定第九十條の協定第九十一條の協定第九十二條の協定第九十三條の協定第九十四條の協定第九十五條の協定第九十六條の協定第九十七條の協定第九十八條の協定第九十九條の協定第一百條の協定

るスタートラインに立つておるのだということを、しばしば申し上げておると存じます。なぜ、かような考え方でやっておるかという、これはもう重ねて申さなくても御承知のごとく、終戦後二十年たった、そして両国に親善関係を樹立することができない、しかも、両国の間においては、漁業上において、しばしば紛争をたらしておるとか、あるいは多数の韓国人がわが国に在留して、その法的地位もきまらなく、あるいはまた、これらの生活についての詳細なる話し合いもできておらない、まことに残念でございます。そういう意味から、どうしても親善友好関係を早く樹立したい、かようにして今回の問題と取り組んだのであります。しかし、大多数の国民、これは、日本におきましても、韓国におきましても、この条約の成立を心から願っております。一部に反対しておられる、一部に反対しておられる、その反対の理由が、韓国におきましては、大体韓国が非常に譲歩し過ぎたのではないか、かような非難から、この条約に反対しておられる。わが国におきましては、ずいぶん変わった考え方もあるようですが、一部の反対の方々は、やはり日本が少し譲り過ぎたのではないか、かようなことでございます。これは、両国国民において同じような考え方は、わが国の立場により有利な、また韓国の立場に、韓国国民としては、より有利な条約を締結してほしい、それは、それぞれの国民の当然のことだろうと思ひます。ここに私は、十四年の間、長きにわたつて妥結を見なかつたものが、今日初めて妥協の所産としてこれが見えたのだ、かように言えると思ひます。お互いがしんぼうして、そうして譲り得るものは譲り合つて、そうしてこの条約が初めてできた、私は確信をしております。それならば、これよりいいものが、まだできるかということでございますが、私は、今日つくつたものが最善のものである、かような確信を持っております。

ので、どうか皆さま方の御協力、御賛同を得たいと思ひます。

〔国務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 大体総理の御答弁で大要は尽きておりますが、若干補足する意味で、また、私の名前をさしての御質問がございましたので、その点について申し上げます。韓国の憲法には、全半島に及ぶというふうに書いておるようでございますが、条約を結ぶ場合には、相手方の憲法まで承認するという趣旨ではないのであります。それで、基本条約では、韓国の憲法にどう書いてあるかと、とにかく百九十五号の決議を引用して、その引用された決議の中に、半島の一部、朝鮮民族の大部分、それに有効な管轄権、支配というものが及んだ政府が成立した。それが自由な選挙に基づくものでありまして、さらに、この半島においては、かような政府は、これが唯一のものである。かようなふうに書いてありますが、これをそのまま韓国政府の性格として、これを引用して、さらに、その内容については、いろいろな関係協定において、その解明の基礎をなしておる。かようなわけでございまして、韓国と条約を結ぶにあつて、お前の領土はここからここまでであるというふうなことを言う必要はないのであります。そういう意味において、これは領域を規定する条文ではなくて、韓国の政府というものの性格を、概念的にこれを引用したというものにすぎないのであります。なお、ただいま申し上げたように、相手国の憲法まで承認するといふような義務は、もともとないのであります。さう御承知願ひいたします。

それから第三条は、これは韓国政府を承認したものである。韓国の承認は、すでに平和条約発効の際に承認をしております。でありますから、いま申し上げたような韓国の性格を述べたおる、かようなことではございません。

「唯一合法」とは何か。これは非常にまぎらわしいじゃないかというふうな御質問でございますが、

が、いま申し上げる通りに、「朝鮮における唯一合法の政權」、こう言うとき、非常に内容がばく然としてまいります。しかし、つぎにこの引用した決議を見ますと、半島の一部に朝鮮人民の大部分が住んでおいて、それに対して有効な支配と管轄権を及ぼし得る政府ができたのだ、こう言うことを言っていますから、そういう意味の「唯一合法」、こう言うことでございますから、おのずから内容はしぼられておる。この点をひとつ御了承願います。

それから、条約が発効して、兩國の間に友好的な雰囲気醸成されたという時を待って、この紛争の処理、すなわち竹島の紛争について解決をはかる。これは一体、向こうと取りきめたことであるか、それとも希望であるかということであり、ここからは、なかなかむずかしいところでありまして、この点を十分に心得ておいて、そうして、かような取りきめができたものであるというふうに御了承を願いたいと思っております。その問題について、それじゃ明確な取りきめがあるかと言いますと、別にそれについて、「ここにそうろうをつけよう」といっただけで、そういうことは書いてありません。書いてありますんけれども、その点は十分に審議を重ね、十分な了解のもとにこういふ文言ができておるのでありますから、われわれは、希望といえは希望、期待といえは期待かも知れぬが、確信をもって期待する、こういうふうに考えております。

それから漁業の保護法が向こうに残った場合に一体どうかということでございますが、御指摘のとおり、韓国内法について、とやかく言う権利はございませんが、条約を円滑に施行し、これを守る意味においては、さような措置をとることをわれわれは強く期待しておる、そういう意味で申し上げた次第であります。

それから経済協力が逆に経済侵略になるおそれ十分にあるということをお説きになりました、そういうものはやめたらどうかというように、御

意見か御質問がよくわかりませんが、これは、向こうは、りっぱな主権国でありまして、もしさようなことがあれば、向こうは、いかなる強制権も行使し得るのであります。少なくとも、韓国内において行なわれることにつきましては、十分な主権を行使することが出来るものでありまして、さような心配は全然無用であると私は考えております。

それから請求権の問題に關して、請求権の行くへはどうか——八項目の提示がありましたけれども、それを追及するということとは、ほとんど不可能である。ということは、法的根拠なり、あるいは事実関係というものがはっきりしなければならぬ。ところが、もう朝鮮事案がその間に起こっているし、年月もたつて、それから、両者の法的根拠に対する見解の相違というものは非常に著しいものがあり、これを追及するということとは、ほとんど百年河清を待つようなことになりまして、これをやめて、そうして経済協力一本でいくということになつたのでございまして、これは、請求権のかわりに経済協力をやるというのではない。これはあくまで、新しい国をつくつたから、そのお祝ひ、それから、韓国が今後経済発展の上において少なくとも絶対に必要であらうという点を十分に勘案し、わが国の財政事情も十分に考えた上で、有償二億、無償三億ドルというものが決定したのであります。これは、イギリスあるいはフランスが、旧属領が独立して国をつくる場合に、よくこういふ手をやつたのであります。これは私は、旧宗主国の当然の義務、責任であらう、かようにまあ考えておる次第でございます。

以上が私の申し上げる点でございます。(拍手)
〔國務大臣(中村梅吉君) 答へいたします。〕

○國務大臣(中村梅吉君) 答へいたします。文化協定の前段のほうにつきましては、總理からお答えがございましたので、私は文化財について申し上げたいと思つております。

日本と大韓民國との間の本領土に關する条約等の締結について承認を求め、日本と大韓民國との間の漁業に關する協定の締結に伴う協定第一條の漁業に關する本領土の協定に關する法律案、財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力を關する日本と大韓民國との間の協定の締結に伴う出入國管理特別法案(豫言聲明) 對する措置に關する法律案及び日本に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に關する日本と大韓民國との間の協定の締結に伴う出入國管理特別法案(豫言聲明)

まず、今度の文化財引き渡しは、引き渡しか返還かと、こういうお話でございましたが、協定に明記されておられますと、引き渡しか返還でございます。ただ、ここに至りますまでに、韓国側では返還といふことばを要求し、こちら側は、返還の義務は勝負合ひではないから贈与しようといふようなことで、しばらく折り合ひがつかせませんでした。が、相互に、そういうことにとらわれないうで、引き渡しということと妥協しようというので合意をいたしました。明らかに協定にございまして、それに、引き渡しでございます。

それから、文化財引き渡しについて何か基準があつたのかというお話でございましたが、これは格別、基準があつたわけではございませんので、相互の話し合ひの結果、この引き渡し点数及び品目が決定いたしました次第でございます。しいて腹づもこちら側の腹づもりといはしましては、韓国に同種類のものがあるものは、しいて送り返さなくともよろしいじゃないかと、日本にあらぬもの、あるいは韓国側で引き渡しを求めておるもので、同じ種類のもの韓国に現に存するものから、よろしいじゃないかということ、こういうものを避けましたわけでございます。その結果が、あつた品目になつた次第でございます。その結果が、あつた品目になつた次第でございます。

なお、この中に、国宝及び重要文化財がないではないかということでしたが、これは故意にこうしたわけではございません。いま申し上げたような腹づもりで折衝しました結果妥結に達した品目のものにつきましては、国宝あるいは重要文化財に指定されているものは一点もございません。

なお、今度の引き渡し品目について、韓国に由来するものであるということであるから、今後北鮮の要求があつたらどうかというお尋ねでございましたが、これは、いま北鮮とは、そういう問題が起こつておるわけでございますので、目下のところ、われわれとしては全くの白紙でございます。

日本と大韓民國との間の本領土に關する条約等の締結について承認を求め、日本と大韓民國との間の漁業に關する協定の締結に伴う協定第一條の漁業に關する本領土の協定に關する法律案、財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力を關する日本と大韓民國との間の協定の締結に伴う出入國管理特別法案(豫言聲明) 對する措置に關する法律案及び日本に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に關する日本と大韓民國との間の協定の締結に伴う出入國管理特別法案(豫言聲明)

なお、さかのほりまして、昭和三十三年に百六点ほどの無償引き渡しをしておるといふ問題について言及がございましたが、この当時は、御承知のとおり、抑留日本人漁夫を何とか送還をせよといふ、日本にも非常に切実な問題をかかえておつたわけですね。かたがた、日韓交渉のまことに難航をしておつた最中でございますので、兩國間の友好關係に若干でも寄与するようにということ、当時百六点ほどを選びまして無償引き渡しをいたしましたように保管され、どう処置されたかということにつきましては、実は、いままで外交も正常化されていらない段階でございますから、私どもは、つまびらかでない次第でございます。今後外交が友好化されるならば、こういう点についても、せつかく引き渡した文化財でございますから、これらがどうなつておるか、われわれのほうでも検討したいと思つておりますが、現在では、つまびらかになつておらないというのが現状でございます。

以上、お答えを大体終つたと思つております。(拍手)
〔國務大臣(坂田英一君) 答へ申します。〕

○國務大臣(坂田英一君) 漁業問題について四点ばかりお答え申します。アウター・シックスの出漁權を放棄した理由

いかに、こういうのが一つ。漁業協定において、日韓兩國とも十二海里までの漁業水域を設定することが出来る旨を合意したのでございまして、その際に、わが国といたしましては、この漁業水域のアウトター・シックスの出漁をいたさないことにいたしましたわけでございます。それは、漁業協定の交渉にあたりまして、李ラインの実質的撤廃、それから操業実態の尊重、それに、まあ、わが漁業の資源の保護的処置といったような問題に主眼を置いておつたわけでありまして、大体においてその目的を達成できた考えでありますので、

日本と大韓民國との間の本領土に關する条約等の締結について承認を求め、日本と大韓民國との間の漁業に關する協定の締結に伴う協定第一條の漁業に關する本領土の協定に關する法律案、財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力を關する日本と大韓民國との間の協定の締結に伴う出入國管理特別法案(豫言聲明) 對する措置に關する法律案及び日本に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に關する日本と大韓民國との間の協定の締結に伴う出入國管理特別法案(豫言聲明)

大局の見地から、これらの問題は、韓国の特殊事情を見まして、出漁しないということにいたしました。それが第二番目の点でございますが、

島東西の水域は非常にいい漁場であるが、この水の流れが非常に速い。そこで、操業上非常に困る問題であり、何らかの処置ができればならぬが、ごもつともなことでございます。元來、この濟州島と韓国の本土との間の関係を、低潮線のいわゆる十二海里によってその線を引くことにきまつたわけであり、それを引くことにきまつたわけであり、それを残して、かえって初期の間紛争の種になるのじゃないかという問題と、また、韓国のいろいろ事情等をも勘案いたしまして、暫定的にそれらを韓国の漁業水域にその一部を入れていたしたわけでございます。

それから、共同規制水域における漁獲高は具体的にどのくらいふうになつておるかという意味の御質問であつたように思つております。これは、共同規制の対象となつております。漁業の年間総漁獲量は十五万トンでございます。それに大体一〇〇の許容量、したがって、最高限度は十六万五千トン、まあ内訳を申し上げますと、(内訳はよろしいと呼ぶ者あり)よろしゅうございませうか。(笑声、拍手) そういうわけでございますので、この合意された漁獲量は、必ずしも協定上の規制となつておるものではないのでございまして、協定上は、最高出漁量をもつて規制をいたしておるのでございますが、この漁獲量は、その場

合の指標となる数字というふうにして、おたがいでございませう。この漁獲量を取りきめるにあたりましては、わが国漁業の実態を考慮いたしまして、おたがひの国内としては、実際には近

いものであります。それを申し上げておきます。それから第四番目には、冷凍施設に乏しい韓国でありますから、生鮮魚そのものがわが国の市場に入つてくるといふことはお説のとおりでございますが、今後これらの量が多くなつてくることは、これは将来ますます多くなつてくるのであります。今後は、輸入割り当ての適宜の運用、それから、やはり韓国の冷凍、冷蔵施設等の充実を通じて、悪影響の防止をはかつてまいり、うして、ともどもに発展するように進めてまいりたいというふうに考えておる次第であります。(拍手)

「森元治郎君発言の許可を求む」
○副議長(河野三君) 森君、何ですか。——答弁漏れがありますれば、自席において御質問願ひます。
「登壇々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し
「森元治郎君登壇、拍手」
○森元治郎君 総理大臣に、けさの新聞に出てい

それを、外務大臣に、相互の請求権の金額を、過去から今日まで、順番に出してもらえないか、知らしてもらえないか、こういうことを伺つたのであります。

「國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手」
○國務大臣(佐藤榮作君) 重ねてお尋ねがございましたので、お答えいたします。まず第一は、二つの国家の一つかというお尋ねでございますが、これは、お答えいたしましたように、私も、これは、サンフランシスコ平和条約以來一貫して韓国と交渉を持ってきた、北とは全然交渉を持っておらない、この事実を申し上げておきます。もう一つは、同一民族は単一国家でありたいという、これは民族の悲願であります。また、それを表現すべくわれわれも協力しておるのだということを申しました。ただいま、そういう関係にございまして、二つの権威があるかないか、こういう問題は、この条約の内容からも、二つの権威のあることは一応考えておるのだということはおわかりになるだらうと思つておきます。また、北のほうに關しては、一切、今回は交渉したわけではないのだということも、はっきり申し上げましたので、誤解はないように願ひたいと思つておきます。こういふ、分裂国家とも申しますか、単一民族が二つの権威をつくつた、こういう国は朝鮮ばかりじゃございませぬが、そういうところにおきましては、南を承認した国は北を承認しておらない、北を承認した国は南を承認しておらない、これが今日の國際慣行になつておるんです。したがって、七十二カ国が韓国を承認いたしておられますが、この七十二カ国は北を承認していません。二十三カ国は南を承認していません。したがって、ただいまのような形式的な、二つの国か、あるいは一つかということとは、實際問題として処理する場合には、あまりに觀念的な議論である、かように私は思つておきます。次に、第二の問題で、ソ連についてのお尋ねで

ございませう。私は、外務大臣がモスコに行くと、今日、日ソ間の関係は、領事条約を結ぶとか、あるいは日ソ航空協定を結ぶとか、よほど親善関係が深まりつつありますが、しかし、この際、外務大臣がソ連に出かけるという記事を見まして、このことのお尋ねではなかつたかと、かように思つたから、まだ、私と外務大臣とは、これを話し合つておられません。したがって、ただいま申し上げるような事柄ではないことをお答えしたつもりでございます。ただいま申し上げるように、両国の関係におきましては、いろいろ密接に親交が深まりつつあります。また、領土問題——國後、択捉、あるいは歯舞、色丹、あるいは安全操業等々の点につきましては、全然交渉はございません。このことは、はっきり申し上げておきます。

その次には、植民地と旧宗主國との関係において、宗主國は文化財等を、植民地が独立した場合に戻すべきではないかというお尋ねでございます。私は、いわゆる法律的な義務、こういうようなものはないと思つておきます。しかしながら、韓国と日本の場合におきまして文化財を返すこと、これは申すまでもなく、両國間のこれまでの文化交流、これを一つ考える。またもう一つは、韓国が南北問題——朝鮮事変等で文化財等も烏有に歸している、荒廢したと、こういうふうな意味で、わが國にある固有のもので、これは韓国の歴史を語る上か、あるいは過去の文化、これを國民に示すこと、こういうふうな意味におきまして、意義のあることだと、かように思つておきます。日本は今回の交渉におきまして、日本の文化財、それが固有であれば、その一部を返すことにきめたわけでありませう。また、民間におきまして、こういう事柄につきまして積極的に協力したいという、これは民間団体からもいろいろ申し出がありませう。私は、両國の親善友好のためにたいへんいいことだと、かように思つておきます。ただ、この問題は、一般的には、法律的な責任があるとか、こういう

ございませう。私は、外務大臣がモスコに行くと、今日、日ソ間の関係は、領事条約を結ぶとか、あるいは日ソ航空協定を結ぶとか、よほど親善関係が深まりつつありますが、しかし、この際、外務大臣がソ連に出かけるという記事を見まして、このことのお尋ねではなかつたかと、かように思つたから、まだ、私と外務大臣とは、これを話し合つておられません。したがって、ただいま申し上げるような事柄ではないことをお答えしたつもりでございます。ただいま申し上げるように、両国の関係におきましては、いろいろ密接に親交が深まりつつあります。また、領土問題——國後、択捉、あるいは歯舞、色丹、あるいは安全操業等々の点につきましては、全然交渉はございません。このことは、はっきり申し上げておきます。

その次には、植民地と旧宗主國との関係において、宗主國は文化財等を、植民地が独立した場合に戻すべきではないかというお尋ねでございます。私は、いわゆる法律的な義務、こういうようなものはないと思つておきます。しかしながら、韓国と日本の場合におきまして文化財を返すこと、これは申すまでもなく、両國間のこれまでの文化交流、これを一つ考える。またもう一つは、韓国が南北問題——朝鮮事変等で文化財等も烏有に歸している、荒廢したと、こういうふうな意味で、わが國にある固有のもので、これは韓国の歴史を語る上か、あるいは過去の文化、これを國民に示すこと、こういうふうな意味におきまして、意義のあることだと、かように思つておきます。日本は今回の交渉におきまして、日本の文化財、それが固有であれば、その一部を返すことにきめたわけでありませう。また、民間におきまして、こういう事柄につきまして積極的に協力したいという、これは民間団体からもいろいろ申し出がありませう。私は、両國の親善友好のためにたいへんいいことだと、かように思つておきます。ただ、この問題は、一般的には、法律的な責任があるとか、こういう

日本と大韓民國との間の基本關係に關する條約等の締結に關して承認を求むるの件、日本と大韓民國との間の漁業に關する協定の實施に伴う同協定第一條上の漁業に對する協定の規定に關する法律案及請求權に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本と大韓民國との間の協定第二條の實施に伴う出入國管理特別法案(附屬案) 八〇

たして正しいかどうか、審議することはできないのであります。

次に検討しなければならぬのは、政府の唱えている国連中心主義のほんとうの意味は何であるかという問題であります。この問題は、今後の日韓関係を考える場合に、ぜひとも明らかにしておかねばなりません。なぜならば、日韓基本条約の前文と第四条では、日韓両国が国連憲章の原則によって協力することを繰り返して誓約しているからであります。その約束によって、今後日韓両国が縛られていくのであります。韓国は国連加盟国ではありませんが、韓国政府は国連の朝鮮問題決議に忠実に従うことを義務づけられているのであります。日韓基本条約は、一九四八年十二月十二日の国連決議をよりどころにしておりませんが、国連加盟国もまだ少なかった。こういふ昔の決議には、今日いろいろ問題があります。したがって、十分な検討が必要となつています。具体的には、一九六三年十二月十三日、第十八回国連総会の決議十八号、さらに、そこにおいて再確認されている諸決議などを全文検討した上での条約であるか、お伺いしたい。なぜならば、政府は、それらの決議に、国連方式尊重の立場から賛成しておられるからであります。また、その内容を政府は当然国民に報告する義務があります。そういう当然の義務を果たさないと、ただ頭から、政府のいう国連方式による協力を国民に押しつけるようなやり方は、民主主義の国においては許されません。それでは国民は、国連憲章の原則による協力をしろといわれても、何のことか、さっぱりわからないのであります。そういう資料をしっかりと検討した上で、初めて国民は、政府のいう国連方式が、はたして真の国連憲章の原則になつていくかどうか、判定を下すことができるのであります。

また、衆議院における外務省の答弁によりますと、日韓基本条約にいう国連憲章の原則とは、憲章第七章にいう強制措置、すなわち軍事問題では

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約締結について承認を求めらるる件、日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う出入国管理特別法(案)(附則) 八二

なく、憲章第一章第二条の原則のことだとのことでありまして、この原則は七項目ほどあるはずでありますから、それを、一つ一つの項目について国民の前にはっきり説明していただきたい。そうしてこそ初めて、政府は国民に対して国連憲章の原則による協力をお願いすることができるのであります。それが民主主義といふものであります。

憲章第一章第二条の第五号では、国連軍への援助を要請し、第七号には第七章の国連の強制措置が規定されております。しかも、日本は「日本国における国連軍の地位に関する協定」や、「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」によって、在日米軍が朝鮮に対して行なう戦争の場合に、基地、資材、努力などによる協力を約束しており、しかも、韓国軍は在韓国連軍の指揮下にあります。すなわち、憲章第三十九条に基づく在韓国連軍の軍事行動との関係が出てまいります。このような米・日・韓三国の関係について、特に外務大臣の十分な説明をお願いいたしたいのであります。

政府は、これまで国連中心主義を日本の国是としてきたわけでありまして、そのくせ、政府代表が国連総会でのような活動を行なっているかについては、国会に満足な報告をしたこともありません。今度の第二十回総会からは、ぜひとも国会に詳しい報告を行なうていただきたいと思つて、中国代表権問題、朝鮮問題、核拡散防止問題など、日本の対アジア外交と国民生活にも深いかわりを持つ重大問題が国連では扱われており、それについての政府の活動報告を、よくに行なわれたいといふことでは、国民は、政府のいう国連中心主義の内容がわからないのであります。実のところ、これまでの政府の国連中心主義は、実は、アメリカ追従主義の別名にすぎないのであります。政府は、今後、この国連における活動を常に国民の前に報告して、検討を仰ぐという姿勢が必要であります。そういう国民に対する謙虚な姿勢もなしに、ただ政府の判断した国連中心主義を

国民に押しつけることは、国連憲章の目的である「人民の同権及び自決の原則」にも反すると思つて、参議院のお考えを承りたい。

以上、参議院での慎重審議を約束した政府の立場として明快なる答弁をお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

第一の、衆議院の審議の問題につきましては、もうすでに前二人の質問を受けまして、私のお答えいたしましたので、重ねてお尋ねがございましたが、重ねてお答えすることだけは省略させていただきます。ただ、私は、この問題で重ねて申し上げますが、たゞいま最も大事なこと、私どもが民主主義を守り抜くこと、同時にまた、議会制度、議会主義制度に徹すること、かように思ふので、この点を重ねて申し上げます。このことは、法規、先例等を尊重することはもちろんであります。同時にまた、多数決の原理を尊重しない限り議会制度は守れない。この点をはっきり申し上げておきます。

次に、衆議院における審議がたいへん短かつたこと、こういうお話でございます。確かに、会議を開きましたのは八日間であつた、かように思ふのですが、しかしながら、特別委員会を設置して以来二十日間を空費いたしました。二十日も空費しておいて八日であつた。何のためにこれは審議期間が短いのか、(拍手) かようなことは私はいへん問題だと思つて、皆さま方にも、やはり同じように有効にこの審議期間を使うという態度であつてほしいと思つて、私は、今回のこの特別委員会の設置等につきましても、各党で非常に慎重に考えられ、また、相互に忌憚のない意見を述べられたのだと思つて、今日までこの審議が始まらなかつたといふことは、私は、参議院でありまして、非常に惜しまれてならないのであります。(拍手)どうか、この上にも審議を尽くす。政府の考え方を了とせられて、各議員の方々が審議を十分尽くすと、こういうことで御協力を願ひたいと思つて、

また、田中幹事長の話を引き合いに出されまして、この種の暴言、これをおしかりを受けました。私は総裁といつたしまして、幹事長につきましても、ただいまの御叱正を十分伝え、今後の反省のかけていたしたい、かように思ふ。

その次に、旧条約の問題に触れられましたが、これは私が申し上げるまでもなく、当時、大日本帝国と大韓民国との間に条約が結ばれたのであります。これがいろいろな誤解を受けておるようでありまして、条約であります限りにおいて、これは両者の完全な意思、平等の立場において締結されたことは、私が申し上げるまでもございませぬ。したがって、これらの条約はそれぞれ効力を発生してまいつたのであります。これらの問題が、この基本条約第二条によりまして、もはや効力を失つたと、こういうことが規定されておるのであります。それらの点については、詳しくは外務大臣からお答えをいたさせたいと思つて、最後に、自民党がいつも国連中心主義と、かように唱えておるが、国連中心主義とは一体何かと、こういうお尋ねであります。このこともしばしば申し上げたところでありまして、今日国際の平和機構としては、たよりになるものは国連でございます。現在の機構あるいは機能、それぞれが万全だとは私は絶対に申しません。しかしながら、国際的な平和機構として国連を尊重して、また、その足りないところは、お互いの力によりまして改善もして、そうしてつらばな国際的な平和機構として重きをなすように国連を取り上げていきたいと、かように思つておるものであります。ことに、私どもは、憲法のもとにおきまして、国際紛争は一切武力を用いない、こういうことを国民とともに誓つた国でございます。世界に誇るべき憲法精神、その精神から見まして、ただいま申し上げるこの国連を、国際平和機構として、唯一の平和機構として、これを權威あらしめるということに最善を尽くしてまいりたいと思

います。また、国連憲章の第二条の規定については、これは詳細に外務大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 基本条約第二条についてやや補足いたします。

これは、従来の日韓間に締結された旧条約、それに対して、客観的にはや無効であるという事実を宣言したものでございまして、これらの条約がしからばいつ無効になったのかという問題が残るのでございまして、日韓間の併合条約は、一九四八年八月十五日、すなわち朝鮮が日本の支配から離れたとき、すなわち韓国が独立を宣言したその日から失効したという解釈をとっております。それから併合前の諸条約は、それぞれ条約の所定の条件が成就した際に失効し、あるいはまた、併合条約の発効に際して失効するという解釈をとっております。

それから、国連憲章第二条の各項目についての御質問でございましたので、それを逐一御説明申し上げます。御指摘のとおり、一般に国連憲章の原則とは、憲章第一章の第二条に規定された七項目を意味しておるのであります。国連自身及び国連加盟国の国際問題処理の基本を規定したものであるものであります。

第一項目は、加盟国の主権平等をうたっております。いかなる国も、国連加盟国は主権平等であるという原則を打ち出してあります。

第二項目は、国連憲章に基づく各加盟国の義務が規定されておるのでございまして、これは義務を忠実に実行すべきこと、これが第二項であります。それから国際間の紛争、これはあくまで平和的に処理すべきことである。これが第三項であります。

第四項目は、兵力の使用の制限でございまして、加盟国は、他の国の領土保全と独立に対して、兵力による威嚇とか兵力の現実の使用、そういうものは絶対に避くべきである、こういう事柄が規定してあります。すなわち、実力をもって威嚇する、あるいは実力行使して領土を侵害し、独立を侵害するということは絶対にいけない、これが第四項であります。

第五項目は、国連が憲章に基づいてとる行動に対しては、各加盟国は援助を与えるべきである、こういうことが規定してあります。

第六項目は、平和と安全を維持するために非加盟国との協力を確保するように努力すべきである。加盟しない国とも、平和と安全の維持のために協力を惜しまない、そういう点を強調しておるのであります。

最後に、第七項目といたしまして、国連は、加盟国の国内問題に互いに干渉してはいかぬ、国内干渉は禁止する、こういう点を強調しておるのであります。これが国連憲章の原則である。

なお、ついでをもつて申し上げますが、現実問題として、これだけでなかなか済まぬ場合がある。外部から思いがけない侵略をこうむる場合もある。そういう場合には、相手方が全然国連憲章の原則を無視して行動するのでございまして、これに対してはやはり有効な措置を講じなければならぬ。これがすなわち、個別的あるいは集団安全保障の行動をとって、そうして自衛権を行使することができるといふ国連憲章第五十一条の規定に該当するようなわけでございまして、原則は原則であるが、特殊の場合に対する適当なる行動といふものは、また別に定めてあるのであります。これは普通に通言する国連憲章の原則といふものではないと、こういうことを御了解願いたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣中村梅吉君登壇、拍手〕
○国務大臣(中村梅吉君) 私の見解を求められた点は二つあったかと思いますが、その一つのほうは、すでに総理、外務大臣からお答えがございまして、すなわち、日韓の併合条約、これらは対等の立場で、自由の意思で結ばれたものと思うかと

うかということもございましたが、総理、外務大臣からお答えがありましたとおり、私も同様に考えておりますので、省略をさせていただきます。次に、韓国における独立運動といふものが正当かと思ふかと思ふかと、こういう趣旨のお尋ねでございまして、これは、見方によっては非常にいろいろな問題があると思ひますが、合併をされた植民地化されたところの地域の民族が、一つの民族意識として独立運動を起こす、あるいは独立運動をやるといふようなことは、これは正当か不当かかの問題ではなくして、常にあり得る、これは自然発生的なものであると思ひます。そこで、昔日の——その当時ならばいふんな考

え方があったと思ひますが、すでに今日では、一九六〇年の国連総会におきまして、「植民地諸国あるいは諸人民に対する独立賦与に関する宣言」といふものが行なわれている。わが日本国もこれに対しては賛同をいたしておりますから、この国連の宣言の趣旨から見れば、韓国における独立運動といふものは妥当なものであったと、こうわれわれは見るのが正しかろうと、かように私は考えております。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕
○国務大臣(三木武夫君) 黒柳君は、経済協力が経済侵略の事態を生じないかという御心配からの質問が私にございましたが、御承知のように、経済協力の協定の第一条に、供与とか貸し付けは韓国の経済の発展に寄与するものでなければならぬということが、基本的な理念として規定をされておるのでございまして、したがって、そういう基本的な理念に従って、韓国から実施計画が出るわけでございます。この韓国の意向は尊重をいたしたいと考えております。そこで、韓国から実施計画が出れば、日本の政府と協議をして、そうして政府の承認という段階を経て具体化されるのでありますから、経済侵略といふものが生じる事態はないのでございまして、ただ、日韓の両国の間には、

いわゆる併合時代のこともございまして、できる限り細心の注意を払って、経済協力が経済侵略の誤解を生じないようにわれわれは努力をいたしたい所存でございます。

また、併合をどう考えるかということは、総理大臣のお答えのとおりでございます。(拍手)

〔国務大臣石井光次郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(石井光次郎君) 朝鮮の民族独立運動についてどう考えるかという問題——ただいま中村文部大臣からお答え申し上げました一九六〇年の国連の宣言にもありますとおり、また、国連に日本も加盟をいたしておりますので、私も同様な考えを持っておるわけでございまして、過去におきまして、日本と朝鮮の間には不幸な関係があったことは、いなめないこととございまして、いまや、日韓協定が結ばれました、韓国の独立を祝福しながら、日韓双方が善隣関係に入ろうとしておることは、まことに喜ばしいこととございまして、どうか、これからこれを出発点といたしまして、両国関係がうまく進んでいくことを、私もは期待しておるわけでございまして。(拍手)

〔答弁がある〕「議事進行」通告順だ。議長何しるんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(重宗雄三君) 向井長年君。〔議事規則でやってください〕「議事進行、議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(重宗雄三君) 演壇におられる議員は各自の議席にお着きください。——降壇を命じます。向井長年君。

〔向井長年君登壇、拍手〕
○向井長年君 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題になりました日韓条約並びに関係法案等につきまして、基本的な問題に対して若干の質問をいたすものであります。

日本国と大韓民国との間の協定に関する協定の締結に併り同定第一一条の協定に、八三

日本国と大韓民国との間の協定に関する協定の締結に併り同定第一一条の協定に、八三

日本国と大韓民国との間の協定に関する協定の締結に併り同定第一一条の協定に、八三

質疑に入る前に、本案は、わが国にとってまことに重要な問題であり、国民の前に利害を明らかにし、慎重に審議しなければならぬのにもかかわらず、まことに衆議院での自民党の暴挙は、いかなる理由があろうとも、われわれは断じて許すべからざるものであります。なお、本院においても、本日まで長期間空費し、審議を遅延したこと、並びにたまたま議長が監視に執行を命じたような、ごういふ事態をたびたび生じたことは、まことに残念であり、遺憾としなければならぬと思ひます。常に良識の府といわれておる本院においては、国民の負託にこたえるためにも、また、本院の権威を保つためにも、今後審議半ばにおいて、質疑打ち切り、強行採決のごときは、断じてやるべきでないことを強く付言するごときも、かりそめにも、自然成立に追い込むごときは、本院の威信をみずから失墜さすものといわざるを得ません。したがって、審議を十分尽くし、問題点を明らかにし、国民の納得のいく正常な運営をされるよう、本案に対する取り扱ひ上の問題として議長に強く要望するとともに、特に自民党佐藤総裁に対しても、総裁の決意もあわせてお伺ひいたしました。存する次第でございます。

われわれ民社党は、これまで日韓両国間に横たわる幾多の懸案事項を解決し、その友好関係を増進するために、国交の正常化をはかることに賛成の態度をとってまいりましたのであります。(拍手)

その理由の第一は、すなわち、隣国との友好関係の樹立こそ、わが国の自主的かつ平和的外交の基本であると確信するからであります。隣国との国交は常にこれを閉ざされてはならないというところの外交の鉄則は、日韓関係についても当然であり、不動の真理でなければならぬのであります。われわれが真の平和を求め、他の国との友好を求めらるるならば、まず隣国に対しては、その政治体制が自由主義あるいは共産主義のいずれの国であろうとも、進んで国交を開き、善隣友好の関係を實現することが、わが国外交の第一歩でなければなら

りません。われわれの基本的態度は、隣国でありながら共産国家であるという理由をもつてこれを敵視し、これらの諸国との国交をかたくなに閉ざさんとして、これらの諸国の政府自民党の外交路線とは、根本的に相違するものであります。

第二は、日韓の正常化がわが国の安全保障に重大な意義と価値を持つものと判断するからであります。わが国の平和的存在を保障する基礎条件は、まず、わが国を取り巻く隣国が、その信条や政治形態のいかんを乗り越えて、お互いの国が信頼し、自由と平和に徹した国家として発展する状態が確立されることであり、次に、現実的に当面する国家的、民族的利益をいかに守るかということでもなければならぬのであります。一九五一年、韓国において李承晩ラインが一方的に設定されて以来、韓国側によるわが国の漁船の拿捕は実に三百数十隻に及び、約四千名の漁民が不当に抑留され、しかも二十数名のわが国同胞が命を失つておるものであります。抑留漁民の家族の悲惨さは多言するまでもありません。また、わが国には、一般概念の外国人でもない、日本人でもない在日朝鮮人が、約五十八万人を留めおいておる。それらの人々は年々増加し、わが国にとっては最も憂うべき少数民族の禍根をつくり出しつつあるものであります。これらの問題を一刻も早く解決し、わが国の民族的利益を確保することこそ、わが国外交の重大な使命でなくては、一体何がわが国の外交でありましょう。われわれが日韓正常化に基本的におりました。われわれが以上を理由に基本づくものであります。日韓交渉はこれに見る曲折と波瀾の外交交渉であり、十四年の折衝が必要であったことが、交渉のあとを檢討してみますと、双方それぞれ明快に説明することが容易でないような多くの譲歩と妥協、その結果として生じた条文の解釈上のあいまいさを残しておるものであります。

そこで、私は、次の諸点について、総理並びに閣僚大臣に質問をいたしますが、明快なる答弁を

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求め、日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う大韓民国の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(意旨説明) 八四

お願ひいたします。

第一に総理にお伺ひしたいことは、わが国がこのたび懸案の日韓問題を解決するにあたり、直接関係ある問題として、政府の北鮮に対する外交姿勢の問題であります。先般、総理の所信表明に対するわが党の曾根議員の質問に答えて、総理は、「北鮮問題については在来の扱ひを変えざる考へはない。今後ともケース・バイ・ケースで処理していく」と答へられております。これでは国民は納得しないのです。国連においても、また、わが国においても、現存する北鮮の政權は認められている以上、無関係の状態を続けるわけにはいきません。従来のかたくなな考へ方を捨て、積極的に、経済、文化並びに人事の交流と、貿易の推進をはかつて、友好を深めていくことを、平和外交の基本方向でなければならぬと思ひますが、総理はこの外交姿勢を、日韓条約批准にあたって、今後どう具体的に対処する考へがあるか、お聞きしたいのであります。

次に、管轄権の範囲であります。今回の基本条約第三條において、国連決議第九十五号を基礎として、三十八度線、政府の説明では休戦ライン以南とされていることは、われわれも理解しているが、将来において、国連総会で重大な修正あるいは撤回等の決議が採択された場合、基本条約はどうなるか。条三條の更改、修正を必要とすることが予想されるが、韓国がこれに応じない場合には、事実上それは不可能となるが、政府のこれに対する対策はあるか。私がこういう質問をいたしました。総理は、仮定の問題として、政府は軽く考へているように思ふのでありますけれども、激流する国際情勢の中では、慎重に対処しなければ、悔いを千載に残す結果になると思ひますが、総理並びに外務大臣の所見をお伺ひしたいのであります。

次に、在日朝鮮人の法的地位に関する問題です。この問題も先ほどの質問者が触れておられますけれども、再度私は総理にお伺ひをいたしたいと存じます。永住権の問題であります。永住権はその範囲があまりにも大幅であつて、譲歩をし過ぎたとの不満の国民の声もあり、また、これがわが国の将来にとって解決しにくい少数民族の問題を形成する素地になるのではないかと危惧を感ずる向きも、これまた多いのであります。しかし、過去の経緯から考へて、一応やむを得ないとも考へられるのでございませぬけれども、この協定の対象となり得る者は、在日朝鮮人五十八万人のうちわずかに二十万人にすぎないのであります。北鮮系等、約三十六万人は、この協定のうちに置かれておられます。政府は、これに対していまままでお取り扱ひしていかうと考へておられるが、結局野放しのまま放置され、今後これらの韓国籍を持つ人々と、しからざる人々の相克摩擦が、日本国内において繰り広げられることは明らかであります。政府は、韓国籍を持たない者をどう処理しようとするのか、将来特別立法をつくる意思があるのか、あるいは法律百二十六号、出入国管理令を改正する意思があるのか。次に、子孫まで永住権を認められた韓国籍の人々の将来はどのようにしていく構想を持っているのか。法務大臣に答弁を願ひいたします。

次に、竹島の帰属問題についてであります。日韓批准に関する韓国国会の議事録によれば、李外相は、独島は過去から現在に至るまでわが国の厳然たる領土であり、領有権の是非の余地は全くないと、明確に明言をいたしておるのであります。竹島そのものは日比谷公園程度の広さで、経済的価値はきわめて少なく、無人島であつても、その帰属は、領土主権の管轄範囲の決定であり、領海の範囲をきめる重要なことであり、わが国固有の領土として、寸土も侵されてはならない、いわば国の威信にかかわる重大な問題であります。これについて佐藤総理は、今回の竹島帰属の紛争解決に関する交換公文によつて、竹島問題は平和的解決の道が開かれたと述べているが、何を根拠にしてこれを言われておられるのか、国民はどう受け取っ

りません。われわれの基本的態度は、隣国でありながら共産国家であるという理由をもつてこれを敵視し、これらの諸国との国交をかたくなに閉ざさんとして、これらの諸国の政府自民党の外交路線とは、根本的に相違するものであります。

第二は、日韓の正常化がわが国の安全保障に重大な意義と価値を持つものと判断するからであります。わが国の平和的存在を保障する基礎条件は、まず、わが国を取り巻く隣国が、その信条や政治形態のいかんを乗り越えて、お互いの国が信頼し、自由と平和に徹した国家として発展する状態が確立されることであり、次に、現実的に当面する国家的、民族的利益をいかに守るかということでもなければならぬのであります。一九五一年、韓国において李承晩ラインが一方的に設定されて以来、韓国側によるわが国の漁船の拿捕は実に三百数十隻に及び、約四千名の漁民が不当に抑留され、しかも二十数名のわが国同胞が命を失つておるものであります。抑留漁民の家族の悲惨さは多言するまでもありません。また、わが国には、一般概念の外国人でもない、日本人でもない在日朝鮮人が、約五十八万人を留めおいておる。それらの人々は年々増加し、わが国にとっては最も憂うべき少数民族の禍根をつくり出しつつあるものであります。これらの問題を一刻も早く解決し、わが国の民族的利益を確保することこそ、わが国外交の重大な使命でなくては、一体何がわが国の外交でありましょう。われわれが日韓正常化に基本的におりました。われわれが以上を理由に基本づくものであります。日韓交渉はこれに見る曲折と波瀾の外交交渉であり、十四年の折衝が必要であったことが、交渉のあとを檢討してみますと、双方それぞれ明快に説明することが容易でないような多くの譲歩と妥協、その結果として生じた条文の解釈上のあいまいさを残しておるものであります。

そこで、私は、次の諸点について、総理並びに閣僚大臣に質問をいたしますが、明快なる答弁を

お願ひいたします。

第一に総理にお伺ひしたいことは、わが国がこのたび懸案の日韓問題を解決するにあたり、直接関係ある問題として、政府の北鮮に対する外交姿勢の問題であります。先般、総理の所信表明に対するわが党の曾根議員の質問に答えて、総理は、「北鮮問題については在来の扱ひを変えざる考へはない。今後ともケース・バイ・ケースで処理していく」と答へられております。これでは国民は納得しないのです。国連においても、また、わが国においても、現存する北鮮の政權は認められている以上、無関係の状態を続けるわけにはいきません。従来のかたくなな考へ方を捨て、積極的に、経済、文化並びに人事の交流と、貿易の推進をはかつて、友好を深めていくことを、平和外交の基本方向でなければならぬと思ひますが、総理はこの外交姿勢を、日韓条約批准にあたって、今後どう具体的に対処する考へがあるか、お聞きしたいのであります。

次に、管轄権の範囲であります。今回の基本条約第三條において、国連決議第九十五号を基礎として、三十八度線、政府の説明では休戦ライン以南とされていることは、われわれも理解しているが、将来において、国連総会で重大な修正あるいは撤回等の決議が採択された場合、基本条約はどうなるか。条三條の更改、修正を必要とすることが予想されるが、韓国がこれに応じない場合には、事実上それは不可能となるが、政府のこれに対する対策はあるか。私がこういう質問をいたしました。総理は、仮定の問題として、政府は軽く考へているように思ふのでありますけれども、激流する国際情勢の中では、慎重に対処しなければ、悔いを千載に残す結果になると思ひますが、総理並びに外務大臣の所見をお伺ひしたいのであります。

次に、在日朝鮮人の法的地位に関する問題です。この問題も先ほどの質問者が触れておられますけれども、再度私は総理にお伺ひをいたしたいと存じます。永住権の問題であります。永住権はその範囲があまりにも大幅であつて、譲歩をし過ぎたとの不満の国民の声もあり、また、これがわが国の将来にとって解決しにくい少数民族の問題を形成する素地になるのではないかと危惧を感ずる向きも、これまた多いのであります。しかし、過去の経緯から考へて、一応やむを得ないとも考へられるのでございませぬけれども、この協定の対象となり得る者は、在日朝鮮人五十八万人のうちわずかに二十万人にすぎないのであります。北鮮系等、約三十六万人は、この協定のうちに置かれておられます。政府は、これに対していまままでお取り扱ひしていかうと考へておられるが、結局野放しのまま放置され、今後これらの韓国籍を持つ人々と、しからざる人々の相克摩擦が、日本国内において繰り広げられることは明らかであります。政府は、韓国籍を持たない者をどう処理しようとするのか、将来特別立法をつくる意思があるのか、あるいは法律百二十六号、出入国管理令を改正する意思があるのか。次に、子孫まで永住権を認められた韓国籍の人々の将来はどのようにしていく構想を持っているのか。法務大臣に答弁を願ひいたします。

次に、竹島の帰属問題についてであります。日韓批准に関する韓国国会の議事録によれば、李外相は、独島は過去から現在に至るまでわが国の厳然たる領土であり、領有権の是非の余地は全くないと、明確に明言をいたしておるのであります。竹島そのものは日比谷公園程度の広さで、経済的価値はきわめて少なく、無人島であつても、その帰属は、領土主権の管轄範囲の決定であり、領海の範囲をきめる重要なことであり、わが国固有の領土として、寸土も侵されてはならない、いわば国の威信にかかわる重大な問題であります。これについて佐藤総理は、今回の竹島帰属の紛争解決に関する交換公文によつて、竹島問題は平和的解決の道が開かれたと述べているが、何を根拠にしてこれを言われておられるのか、国民はどう受け取っ

ていいの、迷っているのが現在の状態でありま
す。明確な答弁をお願いいたします。

なお、政府は、交換公文に竹島という名が示さ
れていない問題に対して、竹島を除くと書いてな
いから、当然包含されると解釈しているようであ
るが、この点についても、今後具体的な解決方策
をいかに進めていくのか、これまた、総理並びに
外務大臣にお伺いをいたしたいと存じます。

次に、漁業問題についてであります。時間が
あまりございませんので、ごく簡単に要点のみを
お尋ねいたします。政府は、漁業協定が失効した
場合、再び李ラインのごときは復活することはな
いと説明されておりますが、韓国政府当局は、李
ラインの目的は三つある。第一は国防上の必要
性、第二は水産資源の保護、第三は大陸的な資源
保護、その一つである水産資源の目的は、今回の
漁業協定で効果的に規制されたが、それ以外の目
的を内包する平和線は、現在事実上、国内法的に
認定された内容として健在していると言ってお
るのであります。これに対して、漁業協定が失効し
た場合、李ラインはどうなるのか、これまでの政
府の説明だけでは実に見えぬと存じます。

なお、漁業協定の漁獲に対する今後の実施につ
いて、必ず紛争が起こるおそれがございます。政
府はこれに対する具体的監督指導等をおこなひし
ようとしているのか、これまた外務大臣にお聞きを
いたしたいのであります。

次に、経済協力の問題についてでございます
が、無償、有償、民間協力等について、総理はた
びたび軍事同盟はあり得ない、こういふ答弁をさ
れております。私ども当然のことと思っております。
しからばこの条約の意義は、経済提携でなければ
意味はなくなるのではないかと存じます。政府は
これに対して本気に取り組み姿勢があるのか、も
しこれがあるとするならば、韓国あるいは日本間
に、いま問題になっておるところのノリ問題な

んか、たいした問題ではないか。これに
対して具体的に、日本が本気で取り組もうとする
ならば、こういふ問題を早急に片づけるべきでは
ないかと思っておりますが、総理大臣の所信を承りた
いと存じます。

経済協力のあり方では、今後の日韓関係並びに
日韓条約の価値を失墜することはないとは言えな
いのであります。少なくとも韓国の経済の発展
と国民生活の安定に寄与するものでなければなら
ないものであって、いやくも疑獄と汚職に結びつ
くようなことや、今後日本商社の見苦しい過当競
争が、韓国の国内において惹起するようなこと
は、絶対あってはなりません。政府として確固た
る保障と見通しをいかに考えておられるか、具体
的に説明をお願いいたします。

なお、在外財産補償並びに漁民に対する補償等
の質問は、時間がございませんから、私はきょう
は省略をいたしました。いづれ特別委員会におい
て明らかにしたいと存じますが、最後に、われ
われは冒頭に申し上げましたように、本条約の
意義がわが国にとつてプラスの面はどこにあるの
か、マイナスの面はどれであるか、十分審議を尽
くし、疑問点を国民の前に明らかにして、国民と
ともに理解していききたいと、われわれは考えてお
ります。政府の懇切丁寧な責任ある答弁を特に私
は期待してやまないものであります。

以上、私の質問を終わります。(拍手)
〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。
参議院は良識の府である、これはかねてから、皆
さま方もあらゆる機会に言われているところでご
ざいます。ぜひともこの大事な条約の審議にあた
りましては、十分慎重に、また詳細に、審議を尽
くしていただきたいと思っております。政府もまたそ
ういふ立場で、一時の間も、あるいは分秒をも惜し
むような気持ちで、ぜひとも皆さま方が審議に万
全を尽くされることを期待いたしておりますのであり
まして、政府もそういう立場で御協力するつもり

でございます。よく説明するつもりでございま
す。

また、衆議院の審議等につきまして、前質問者
にも私お答えいたしましたとおり、この審議期間
がずいぶん短いといわれながらも、二十日間も空
費した、これは衆議院の経験でございますが、参
議院におきましては、そういうことのないよう
に、私も一そう勉強してまいりたいと思つてござ
います。そうして、今日最も憂慮されておる、い
わゆる民主政治をほんとうに守ることができると
ころか、また、議会制度そのものは、日本民族に
たしてほんとうに理解され、受け入れられるよう
な制度であろうか、かような疑問を持つ方ができ
ておるようでございますが、私は最近の審議に際
しまして、特にこれらの点を心配しておるもので
ございまして、どうかこういふ点について、私の考
えについても御批判をいただきたいと思つてござ
います。いづれも良識の府である皆さま方にも、こ
ういふ意味の御協力を願いたい、心からお願ひする
次第でございます。これは政府と申すよりも、私
、自民党の總裁として、特に皆さま方ともども
もに、かような立場で審議を尽くしたいというこ
とをお誓いする次第でございます。

次に、今回の日韓条約の性格、意義等につきま
して、いろいろ御質疑がございました。このことは、
両国民にとりましてたいへん重大な意義を持つ
ものであります。今日までこの種の善隣友好の関
係を樹立することができなかったために、あるい
は漁業の問題で幾多の紛争を引き起こしたり、ま
た、在日朝鮮人の法的地位もきまらなかつたり、あ
るいはまた、いろいろの問題が各方面にわたって
起きていた。しかし、今回のこの条約締結によりま
して、善隣友好を樹立することができ、いままでの
こういふようなむすかしい、いわゆる非難を受け
るような事態を改善することができ、かように
私は思つておるのであります。私どもは、いわゆる
善隣友好、同時に、平和に徹する考え方で外交を進
めると、かように申しておりますが、その考え方

の中には、いづれの国とも仲よくしていくとい
うことはしばしば申し上げたとおりであります。し
たが、いまして、いわゆる共産主義の国であるから
といって、かたくなに門戸を閉ざすと、こうい
うような考え方はもちろんございませぬ。しかし
ながら、私どもの安全を守る、また、国益と、国
民の利益に合致する、こういふ観点に立つて、共
産主義の国につき合っていくのでありますから、
共産主義の国におきましても、これらの日本の内
政には干渉しない、あるいは独立は十分尊重す
る、本来のつき合いを仲よくやっていくのだと、
こういふような気持ちが、一方的でなく、相手の
国においても十分理解されて、それで初めて交渉
が持てるのであります。私どもは、何事によら
ず、かたくなに国を閉じる、こういふことはい
たしません。また、同時に、何らの主張なしにい
づれの国とも仲よくする、こういふものでもない
のでありますから、この点、誤解のないように願
ひたいと思つております。私は、特に共産主義の国の方
方が、わが国が平和を愛し、平和に徹しておる、
この観点に立つて、わが国の独立を尊重する、ま
た、わが国内政に干渉しない、お互いにその立
場を尊重し合ひ、こういふ気持ちになつていただ
くならば、共産主義の国だからといって仲よく
できるものだと、私はかように思つております。た
だいままでのところ、朝鮮におきましては、われ
われ共産主義の立場の政権も、一権威もある。今日、
韓国自身、これが朝鮮半島にありまして、国連にお
きましても、国連決議の百九十五号で申すような
意味の独立国家としての韓国があるものでありま
す。これと私どもは、平和条約以来、交渉を持
つております。分立——同一民族が二つの権威に分
かれておる、こういふような場合に、片一方と交
渉を持った場合には、他のほうを相手にしないとい
うのがそれぞれの国際的慣例であります。この
点につきましてはすでに申し上げたとおりであり
ます。したが、いまして、わが国におきましては韓
国と交渉を持つ、しかし、北朝鮮とはいわゆる事実

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約締結について承認を求め、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一條一の漁業に
関する水産物の輸送に関する法律案、財政及び金融に関する法律案並びに日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う大韓民国等の財産権に
関する措置に関する法律案及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(参議院)

問題として処理していくのだ、したがって、その具体的事実にかに処していくかということ、いわゆるケース・バイ・ケースで、ものごとをきめてまいるのであります。ただ、今日問題になりますのは、この種の状態が一体いつまで続くかどうか。私は、たびたび申し上げますように、同一民族は、同一国家、単一国家をつくるということとを心から願っております。それは国連でも指摘しておるとおりでありますので、国連の勧告もあられるわけでありまして、しかしながら、ただいまの北朝鮮と韓国との関係は、朝鮮におきまして、国際的な、いわゆる東西冷戦を背景にして今日の状態ができておるのであります。また、過去に、おきまして、朝鮮事変、この苦い経験がございまして、したがって、容易に単一国家が実現するとは思われない次第でございます。だが、これをいつまでもかような状態に置いていい、かように私どもは思わないのであります。民主社会党の諸君が、同時に二つを承認しろというようなお考えでありますならば、私は、それには賛成いたしません。ただいま申し上げるに、国連方式による統一国家の実現に協力するわけでありまして。

また、今回の問題は、漁業問題等、また経済協力等におきましても、軍事同盟的なものでないことは、これはもうすでに御承知のとおりでございます。たびたび説明いたしたとおりであります。そこで、具体的事例として、ノリの問題などは、ぜひとも早く解決しろ、こういう御注意でございますが、私もさように考えますので、事務当局に、この点を急いで解決するように、すでに督促をしております次第であります。

問題は、重ねて申し上げますが、今回の日韓条約が持つ意義、まことに両国民にとりまして重大な問題でありますので、この上にも慎重審議を尽くしてまいりたいと思っております。また、国民の理解を十分得て、しかる上でりつぱに批准を得たい、かように私は思う次第であります。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 管轄権の問題について、私の名前をおさしになりましたの御質問でありましたが、総理の御答弁によつて、ほとんどつけ加えるところがないと思つて、この引用された百九十五号の国連決議が、その後年々の総会においてこれを確認しておるのであります。相対的な時間がつたつておられますので、現在の客観情勢に適合したものでございまして、今回の条約でこれを引用したような次第であります。で、朝鮮の客観状態が全く一変するということはありません、そういう場合はいざ知らず、われわれは、この決議に基づいて第三条の変更を近く予想するといふようなことは、全然考えておらないといふことを申し添えておきます。

それから、竹島と書いてない、これは御指摘のとおりでございますが、日韓間における紛争問題で、これほど長く、そしてしかも深刻に取り扱われた紛争案件はないのであります。でありますから、紛争に関する交換公文において竹島を除くというところが書いてない限りにおいては、これは竹島問題をまづ先に取り扱つておるといふことは、すでにこの交換公文の立案に協力した両方の当局がよく知つておるところでございます。ただ、独島なり竹島という名前を使わなかつた。しかし、これはもう一番最大の紛争問題であるといふことを十分に念頭に置いて、かような交換公文ができたのでございまして、これは問題がございせん。その解決の方法は、申すまでもなく、通常の外交ルートによつて解決できない場合には、双方の合意する方法によつて調停にかける、こういうことになつておりますので、両国の友好的な雰囲気十分に熟したのを見計らつて、この問題の解決のために努力したい、かような考えでおるのでございます。

なお、李ラインの問題について、漁業問題のほかに、大陸だなの問題と国防ラインの問題が残つておるといふふうなふうに拝聴したのであります。が、この大陸だなの問題については、これは国際法に認められておらない。他の国にこれを押しつけるというものは、これは認められておりませんし、日本も認めておらず、これは認める考えはない。それから、国防ラインというものは一体どういふものであるか、よくわかりませんが、日本も、かつては満蒙はわが国防のラインであるといふようなことを言つたことがありますが、これは、ただ一つの想定にすぎない。でありますから、そこに何らの強制力も用いたわけじゃありませんので、どこからも文句が来なかつたのであります。が、まあ、そういうふうな構想であるならば、これは無害であると思つておるべきであります。以上、御質問に對しまして私の答弁を終わります。(拍手)

〔国務大臣石井光次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(石井光次郎君) 永住許可を受けておる者と、そうでなくして朝鮮人と、その間に待遇の差が出てくるので、相克摩擦が起こるようなことはないか、それに対する対策はないかというお尋ねでございました。永住許可を受けます者に対する待遇が、いろいろ今度の協定で数えられておるとは、御承知のとおりでございます。が、永住許可を申請しない者につきましても、いままでどおりの待遇を要するわけはないのでございまして、昭和二十七年の法律百二十六号は、そのまますかしておきますので、日本にそのまますかしておきますし、そうして、いままで待遇を受けておりました生活保護であるとか、あるいは小学校、中学校に入る、あるいははまた、そこを出まして上級学校に入れば、その道も開いてある、というふうなことの待遇は、依然として受けるのでございまして、別に、今度法的地位の協定ができました、韓国人だけが永住権許可を得て、特別な待遇を得て、そうして、そうでない人たちの待遇がぐつと落とされるというふうなこともあれば問題だと思つておる、そういうことに

ならないのでございまして、私は、問題は起らないだろうと信じておるのでございまして。そういういたしまして、法律の百二十六号は、そのまます残していただくものでございまして、この際これにかわる何か特別な立法を考えてないかということでございますが、ただいまのところは、そういうことは考えていないのでございまして。

それからもう一つ、子孫まで安住権を認められた人々が将来一体どうなつていくのだというお尋ねでございました。だんだん長くなつていきます、子や孫ができてまいります。これから五年たちまして、それから先の子供たちはどうなるかといふと、その人たちは、効力発生後二十五年たつたときにおいて振り返つてみて、一体どう扱つかうかということ、そのとき相談することに今度の協定はなつておるわけでございますから、そのときのぐあい、續いてそういう人々たちにも永住権を認められるかどうかというふうなことは、どうなるわけでございますが、そうなるまでは、どうなるかわからないのでございまして。しかし、長い間のことを考えますと、だんだんあつて日本に同化していくのだらうと思つておる。ことばも日本語になり、生活状態もだんだん日本式になつてくる。そうしていきますと、自然、さつき申しましたように、帰化する人も多くなつてくるというふうなことを考えますと、しまいに、だんだんと永住権者というものがなくなつていくのじゃないかと想像し得るくらいでございまして、あまりこの問題は、いまのところは心配せず、私どもは、すつともう少し様子を見てみたいと思つておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 向井君の御質問にお答えをいたします。

経済協力をめぐつて、汚職、腐敗、これを防止しななければならぬ——全くわれわれもさうに考えておるわけでございます。そういうことが防止できなければ、両国の尊敬、信頼、そういうもの

ならぬのでございまして、私は、問題は起らないだろうと信じておるのでございまして。そういういたしまして、法律の百二十六号は、そのまます残していただくものでございまして、この際これにかわる何か特別な立法を考えてないかということでございますが、ただいまのところは、そういうことは考えていないのでございまして。

それからもう一つ、子孫まで安住権を認められた人々が将来一体どうなつていくのだというお尋ねでございました。だんだん長くなつていきます、子や孫ができてまいります。これから五年たちまして、それから先の子供たちはどうなるかといふと、その人たちは、効力発生後二十五年たつたときにおいて振り返つてみて、一体どう扱つかうかということ、そのとき相談することに今度の協定はなつておるわけでございますから、そのときのぐあい、續いてそういう人々たちにも永住権を認められるかどうかというふうなことは、どうなるわけでございますが、そうなるまでは、どうなるかわからないのでございまして。しかし、長い間のことを考えますと、だんだんあつて日本に同化していくのだらうと思つておる。ことばも日本語になり、生活状態もだんだん日本式になつてくる。そうしていきますと、自然、さつき申しましたように、帰化する人も多くなつてくるというふうなことを考えますと、しまいに、だんだんと永住権者というものがなくなつていくのじゃないかと想像し得るくらいでございまして、あまりこの問題は、いまのところは心配せず、私どもは、すつともう少し様子を見てみたいと思つておるわけでございます。(拍手)

日本国と韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めらるる件、日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う同協定第一條の漁業に關する本條の規定に關する法律案、財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う大韓民国等の財産權に對する措置に關する法律案及び日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入國管理特別法案(總旨説明)

は生まれてこない。将来にわたって友好關係を樹立できないわけでありませぬ。そのためには、兩國において気をつけなければならぬ。韓国政府においても、経済協力というものを全国的なものにする。清潔なものにする、これは再々韓国政府も声明をいたしております。また、声明するばかりでなしに、受け入れ体制も、韓国はいま検討をしておる。たとえば、野党の諸君も入れた、与野党から入った資金管理委員会というものをつくつて、そしてこれを経済協力に対する受け入れ体制の中心にしようとしておる。また資材、役務などに對しても、調達庁で一本に調達する、そうしてこれを入札制度にする、こういう制度を韓国で検討しているようである。わが国の側においても、韓国を舞台にして過当競争が繰り広げられては、これは非常な弊害が起る。そういうことで、民間の協調体制をつくるために、われわれもできるだけ努力をいたしまして、韓国に對して、いやしくも、経済協力が、ほんとうに韓国の民生の安定、経済の発展を考へておるんだという、わが国の真意を誤解されることのないように、十分な注意をいたす所存であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 藤田進君から質疑の通告に接しておりますが、在席しておりませんので、棄権したものと認めます。

これにて質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) この際、おはかりいたします。小林章君から、病氣のため十五日間、請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

出席者は左のとおり。

議員

鬼木 勝利君	瓜生 清君	山高しげり君	矢追 秀彦君	中沢伊登子君	市川 房枝君	高山 恒雄君	植木 光教君	二宮 文造君	向井 長年君	沢田 一精君	野知 浩之君	宮崎 正義君	中村 正雄君	伊藤 五郎君	吉江 勝保君	鈴木 一弘君	白井 勇君	北條 浩君	和泉 覚君	木暮武太夫君	大野木秀次郎君	西川甚五郎君	柳田桃太郎君	山本茂一郎君	船田 謙君	平泉 涉君	土屋 義彦君				
重宗 雄三君	河野 謙三君	原田 立君	林 堀君	片山 武夫君	石本 茂君	中尾 辰義君	森田 タマ君	和田 鶴一君	北條 雋八君	中上川アキ君	二木 謙吾君	多田 省吾君	前田佳都男君	林田 正治君	淡谷 邦彦君	會稱 益君	梶原 茂嘉君	辻 武寿君	白木義一郎君	寺尾 豊君	草葉 隆圓君	宮崎 正雄君	山内 一郎君	園田 清充君	藤田 正明君	八田 一朗君	木村 陸男君				
高橋文五郎君	大森 久司君	熊谷太三郎君	川野 三咲君	日高 広為君	石井 桂君	稲浦 鹿藏君	柴田 栄君	鍋島 直紹君	大谷 賢雄君	平島 敏夫君	古池 信三君	近藤 鶴代君	重政 庸徳君	平井 太郎君	杉原 荒太君	竹中 恒夫君	山本 利壽君	内藤督三郎君	西村 尚治君	長谷川 仁君	奥村 悦造君	黒木 利克君	久保 勘一君	谷村 貞治君	木島 義夫君	徳永 正利君	天坊 裕彦君	仲原 善一君	森部 隆輔君	斎藤 昇君	植竹 春彦君
内田 俊朗君	丸茂 重貞君	山崎 齊君	温水 三郎君	龜井 光君	豊田 雅孝君	大竹平八郎君	鹿島 俊雄君	横山 フク君	青柳 秀夫君	剣木 亨弘君	田中 茂穂君	石原幹市郎君	笹森 順造君	林屋亀次郎君	中野 文門君	堀本 宜実君	玉置 和郎君	任田 新治君	中村喜四郎君	岡本 悟君	楠 正俊君	栗原 祐幸君	岸田 幸雄君	村上 春蔵君	山本 杉君	大谷藤之助君	西田 信一君	松野 孝一君	津島 文治君	塩見 俊二君	新谷寅三郎君
迫水 久常君	八木 一郎君	青木 一男君	安井 謙君	小林 武治君	高橋 衛君	廣瀬 久忠君	達田 龍彦君	戸田 菊雄君	山崎 昇君	村田 秀三君	近藤英一郎君	矢山 有作君	瀬谷 英行君	櫻井 志郎君	金丸 富夫君	大森 創造君	青田源太郎君	井川 伊平君	小柳 勇君	藤田藤太郎君	森 八三一君	木内 四郎君	永岡 光治君	柳岡 秋夫君	上原 正吉君	中山 福蔵君	田中 一君	北村 暢君	大和 与一君	中村 波男君	大橋 和孝君
松平 勇雄君	山下 春江君	那 祐一君	小沢久太郎君	小山邦太郎君	吉武 恵市君	鈴木 市藏君	前川 且君	竹田 現照君	木村美智男君	小野 明君	田村 賢作君	野々山一三君	谷口 慶吉君	北島 教真君	林 虎雄君	鶴岡 哲夫君	赤間 文三君	江藤 智君	横川 正市君	相澤 重明君	西郷吉之助君	岡 三郎君	藤田 進君	紅露 みつ君	増原 恵吉君	小柳 牧衛君	佐多 忠隆君	鈴木 強君	森 勝治君	川村 清一君	田中 寿美君

昭和四十年十一月十九日 参議院會議録第八号

<p>稲葉 誠一君 吉田忠三郎君</p> <p>小林 武君 佐野 芳雄君</p> <p>中村 順造君 野上 元君</p> <p>千葉千代世君 山本伊三郎君</p> <p>武内 五郎君 森中 守義君</p> <p>柴谷 要君 松永 忠二君</p> <p>占部 秀男君 森 元治郎君</p> <p>光村 甚助君 大河原一次君</p> <p>伊藤 顕道君 中村 英男君</p> <p>久保 等君 秋山 長造君</p> <p>大矢 正君 龜田 得治君</p> <p>加瀬 完君 阿部 竹松君</p> <p>近藤 信一君 大倉 精一君</p> <p>松澤 兼人君 小酒井義男君</p> <p>椿 繁夫君 成瀬 精治君</p> <p>鈴木 壽君 木村禎八郎君</p> <p>藤原 道子君 岡田 宗司君</p> <p>加藤シツエ君 羽生 三七君</p>	<p>内閣総理大臣 佐藤 榮作君</p> <p>法務大臣 石井光次郎君</p> <p>外務大臣 椎名悦三郎君</p> <p>大蔵大臣 福田 赳夫君</p> <p>文部大臣 中村 梅吉君</p> <p>農林大臣 坂田 英一君</p> <p>通商産業大臣 三木 武夫君</p>	<p>政府委員</p> <p>内閣法制局長官 高辻 正巳君</p> <p>法務省民事局長 新谷 正夫君</p> <p>法務省入国管理局長 八木 正男君</p> <p>外務省アジア局長 後宮 虎郎君</p>	<p>外務省經濟協力局長 西山 昭君</p> <p>外務省条約局長 藤崎 萬里君</p>
---	--	--	--

明治三十五年第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（全社）定価 三十四円
（送料別）

發行所
東京都港区赤坂英町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（大代）